

志木市子ども・子育て支援事業計画



平成 27 年 3 月
志木市

はじめに

平成24年8月に、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める新しい仕組みとして、「子ども・子育て関連3法」が成立し、これらの法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されることになりました。

新制度では、5年を計画期間とする子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられており、本市では平成25年度に就学前児童及び小学生のいる子育て世帯3,500件にアンケート調査を実施し、さまざまな子ども・子育て家庭の状況や各子育て支援事業のニーズ量などを把握させていただき、本計画を策定いたしました。

これまで、本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき策定した「志木市子育ていろはプラン」により、さまざまな子育て支援策を推進してきたところであり、それら支援策を継承しながら、未来を担う子どもたちのための施策を展開してまいりたいと考えております。

私は、平成25年7月の市長就任以来「“市民力”再発見！夢と未来を語れる ふれあいあふれるまち志木」を新たなまちづくりのスローガンに掲げ、7つの基本方針を柱に、「次代を担う志木っ子たちのために」を位置づけ、35の実行計画、その一つひとつを推進しているところです。

少子高齢社会にあって、子育て施策の充実は持続可能なまちづくりへの大きな礎であり、超高齢社会を支える生産年齢世代の転入を導くためにも、本計画の策定を一つの節目として、子育て世代にとって『一歩先を行く、魅力ある子育てにやさしいまち』を目指してまいります。

本計画の策定にあたっては、アンケート調査など多くの市民の皆様にご協力をいただき、また、児童福祉審議会委員の皆様にご慎重に審議を重ねていただきました。心より感謝と御礼を申し上げます。

平成27年3月

志木市長

香川 武文



志木市子ども憲章

わたしたちは、水とみどり豊かな郷土・志木市の伝統を守り、
一人ひとりが21世紀をつくる社会の一員として、互いに人権を尊重し合い、
無限の可能性に向かい、生き生きと成長していくため、
この憲章を定めます。

【希望】未来へ…

わたしたちは、大きな夢や希望をもち続けます。
明るい未来に向かって、自ら考え、成長していきます。

【自立】自分へ…

目標を持ち、今できることに精一杯努力します。
たくさんのことを学び、歩んでいきます。

【人権】人間として…

すべての人々の個性を認め合い、いじめや差別をなくします。
一人ひとりの人権を尊重します。

【思いやり】周囲の人へ…

友だちや周囲の人を思いやります。
誰とでも笑顔であいさつを交わします。

平成12年10月26日制定

志木市子育て憲章～みんなで育てる元気な志木っ子～

わたしたちは、21世紀の志木市を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長することを
願い、子育てに夢と希望を持ち、子育てを通し人間としても成長し、
“地域で子育て”をする環境を整え、“元気な志木っ子”をはぐくむためのまちづくりを推進
するため、この憲章を定めます

自 立 良いこと、悪いことを自分で判断し、社会の一員として責任ある行動ができる子どもに育てます。

希 望 未来に向かって生きていく力を養い、夢と希望を持ち続けられる子どもに育てます。

郷 土 自然を大切にし、遊び場や子どもたちの居場所があり、声を掛け合い協力して子育てできるふるさとをつくります。

家 庭 心が安らぐ居場所としての家庭を築き、マナーやしつけは大人が行動で示し、手本となります。

人 権 一人ひとりの個性を認め合い、“いのち”の大切さが感じとれるやさしい子どもに育てます。

平成16年10月26日制定

目次

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景.....	1
第2節 計画の期間	2
第3節 計画の法的根拠.....	2
第4節 計画の位置づけ.....	3

第2章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題

第1節 人口の状況	4
第2節 人口推計	6
第3節 結婚・出産の状況.....	7
第4節 就業の状況	9
第5節 子育てに関するサービスの状況.....	11
第6節 アンケートによる子育て家庭の状況.....	14
第7節 志木市子育ていろはプラン後期計画の評価	23

第3章 計画の基本理念及び施策の体系

第1節 子ども・子育ての基本理念	30
第2節 基本的な視点.....	31
第3節 施策の体系	32
第4節 重点施策	33

第4章 子ども・子育て支援事業計画

第1節 教育・保育提供区域の設定	34
第2節 教育・保育の量の見込み及び提供体制	36
第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制	40

第5章 基本施策の展開

第1節 子育て支援サービスに関すること	55
第2節 健康・障がいに関すること	61
第3節 学校教育・社会教育に関すること	66
第4節 仕事と家庭の両立に関すること	70
第5節 地域との連携（市民力）に関すること	72

第6章 推進体制

第1節 計画の推進に向けて	75
第2節 計画の評価・検証.....	77

資料編

1	策定経過	81
2	志木市児童福祉審議会条例	82
3	志木市児童福祉審議会委員名簿	84

第1章 計画の策定にあたって



第1節 計画策定の背景

近年、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化などによって、子育てへの不安感や孤立感を抱いている子育て家庭が多くなってきています。

子どもは、次の時代を担うかけがえのない存在であり、子どもが安心して育つことができる環境、また、子どもを安心して産み育てることができる環境を整備していくために、社会全体で子育てを支えていくことが重要となっています。

国ではこれまで平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な子育て支援を進めてきました。しかし、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成 22 年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まりました。

その後、平成 24 年には、子育てしやすい環境を地域や社会全体で支援し構築することを目的とした「子ども・子育て関連 3 法※」が制定されました。この 3 法に基づいて平成 27 年度から施行される新たな子育て支援の仕組み、「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、(1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、(2) 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、(3) 地域の子ども・子育て支援の充実に取り組むこととなっています。

本市では、平成 21 年度に「志木市子育ていろはプラン」次世代育成支援推進行動計画（後期計画）を策定し、「子どもの笑顔が輝き、希望と喜びにみちた子育てができるまち」を目指して、市民、地域、関係機関、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。

しかし、子ども・子育てを取り巻く環境が変化してきていることや、上記の社会情勢を踏まえ、国の新制度に対応し、子どもの健やかな育ちと、子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、「志木市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

※子ども・子育て関連 3 法とは

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律



第2節 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5か年とします。また、計画最終年度である平成 31 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
志木市子ども・子育て支援事業計画				

第3節 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけます。

あわせて、次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」が平成 27 年 3 月までの時限立法でしたが、平成 37 年 3 月まで 10 年間延長することとなり、同法第 8 条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することとなりました。

そのため、本市では、これまでの次世代育成支援行動計画の内容を本計画に引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画としても位置づけます。

また、「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成する観点から、平成 26 年 7 月の通知に基づき、「放課後子ども総合プラン」についても本計画の中に位置づけます。

計画の位置づけは

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

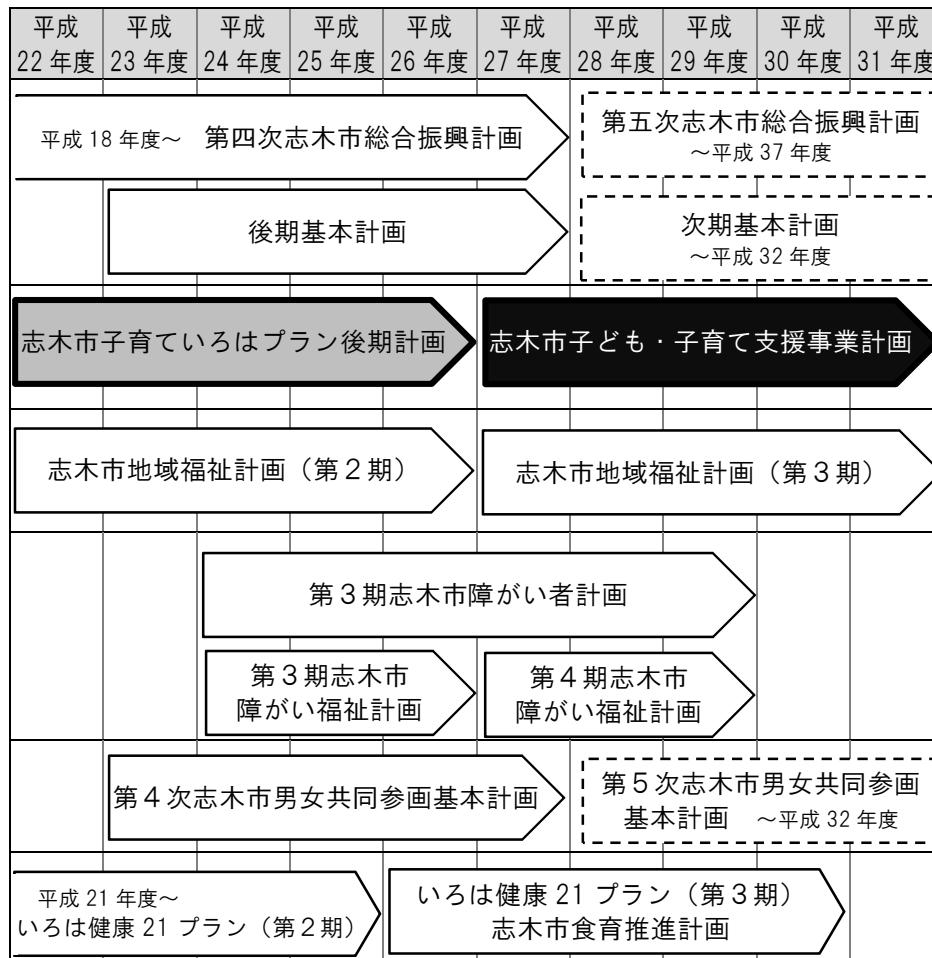
三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容



第4節 計画の位置づけ

本計画は、本市全体の子育て支援とも深く関わりを持つため、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「志木市子育ていろはプラン」の考え方を継承するとともに、「母子保健計画」を含んでいます。

また、上位計画である「志木市総合振興計画」、関連する他の計画である「志木市地域福祉計画」、「志木市障がい者計画」、「志木市男女共同参画基本計画」、「いろは健康 21 プラン／志木市食育推進計画」などとの整合、連携を図ります。

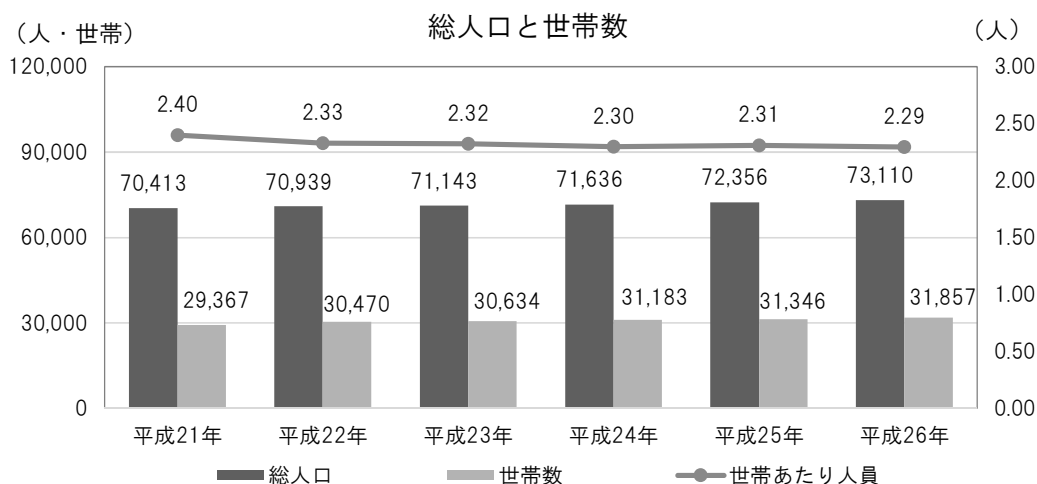


第2章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題

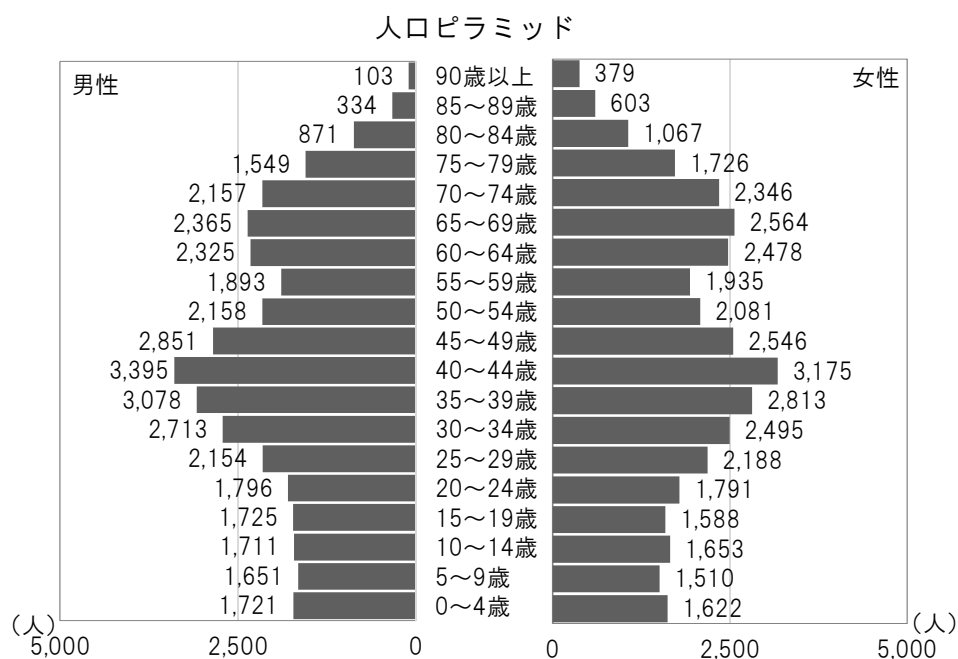


第1節 人口の状況

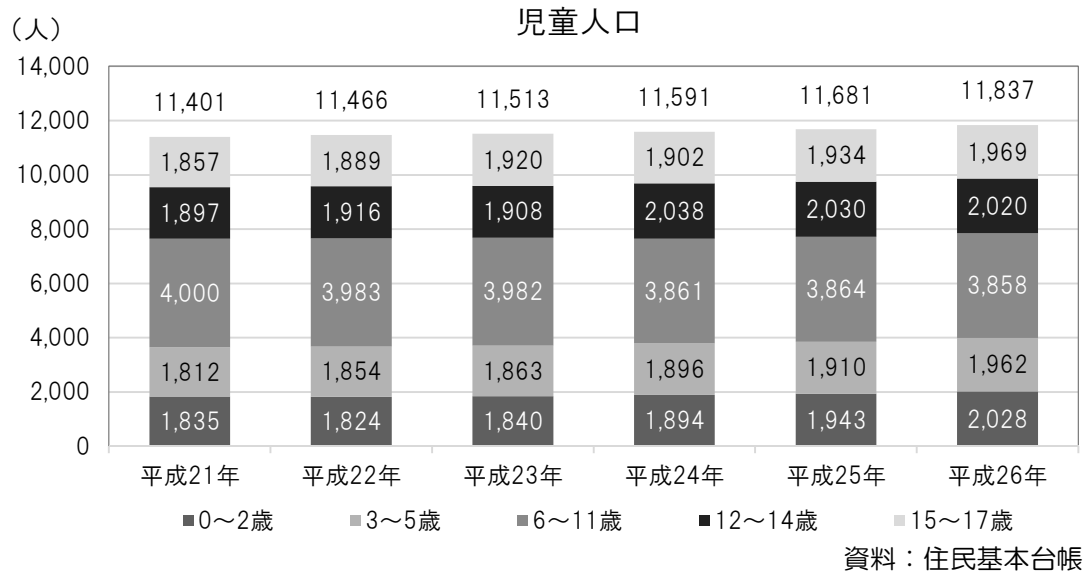
総人口と世帯数はともに微増傾向にあり平成26年時点で総人口が73,110人、世帯数が31,857世帯で、世帯あたり人員は2.29人となっています。



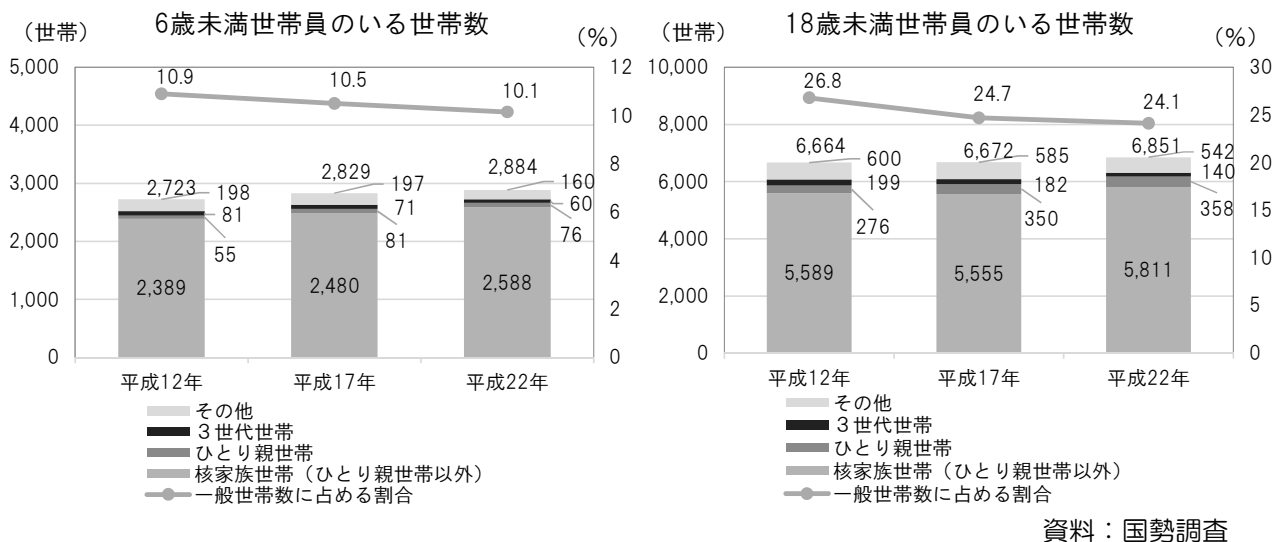
人口ピラミッドをみると、40～44歳とその前後の年代が最も多くなっています。



児童人口は微増傾向にあり、平成26年時点で11,837人となっています。内訳をみていくと、平成21年から平成26年で最も増加しているのは0～2歳で、約200人の増となっています。一方、6～11歳は微減しており、約150人の減となっています。

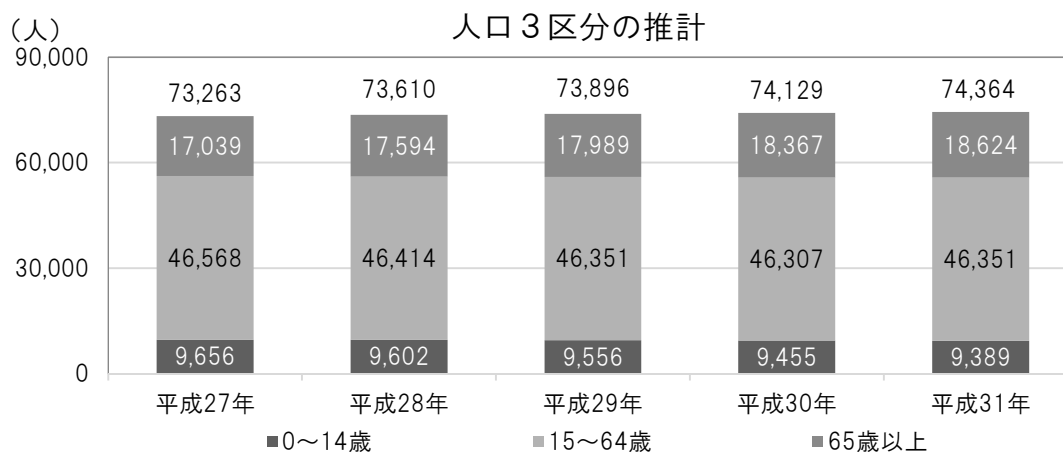


6歳未満世帯員及び18歳未満世帯員のいる世帯数は増加していますが、一般世帯数に占める割合は微減傾向にあります。また、世帯の内訳としては「核家族世帯（ひとり親世帯以外）」と「ひとり親世帯」が増加傾向にあります。

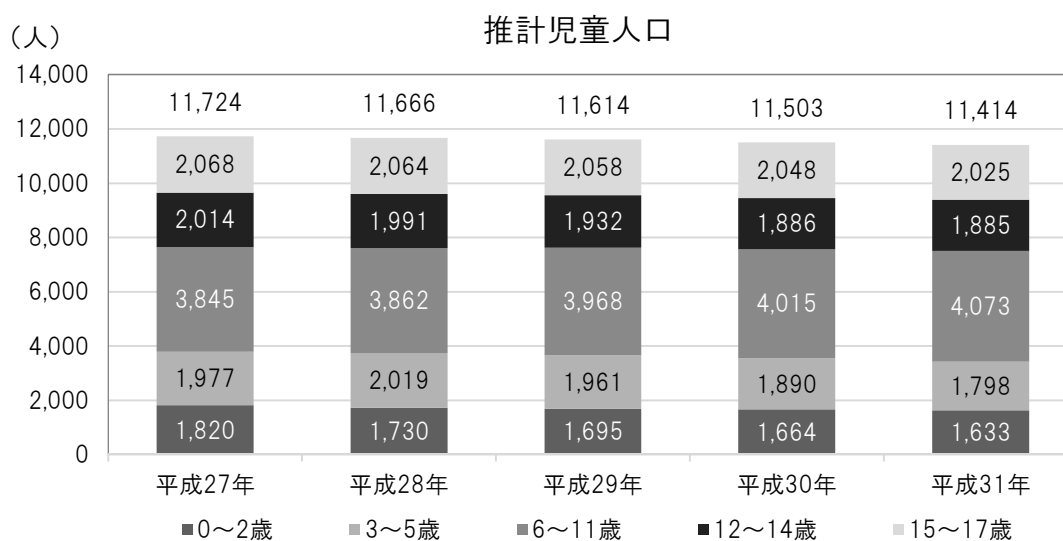


第2節 人口推計

平成21年から平成25年の人口の推移から人口推計を行ったところ、総人口は今後も微増していくことが予測されています。しかし、内訳をみると、0～14歳、15～64歳はやや微減し、65歳以上が増加しています。



児童人口は、20～30歳代の女性が減少傾向にあることの影響などから、微減傾向となっています。

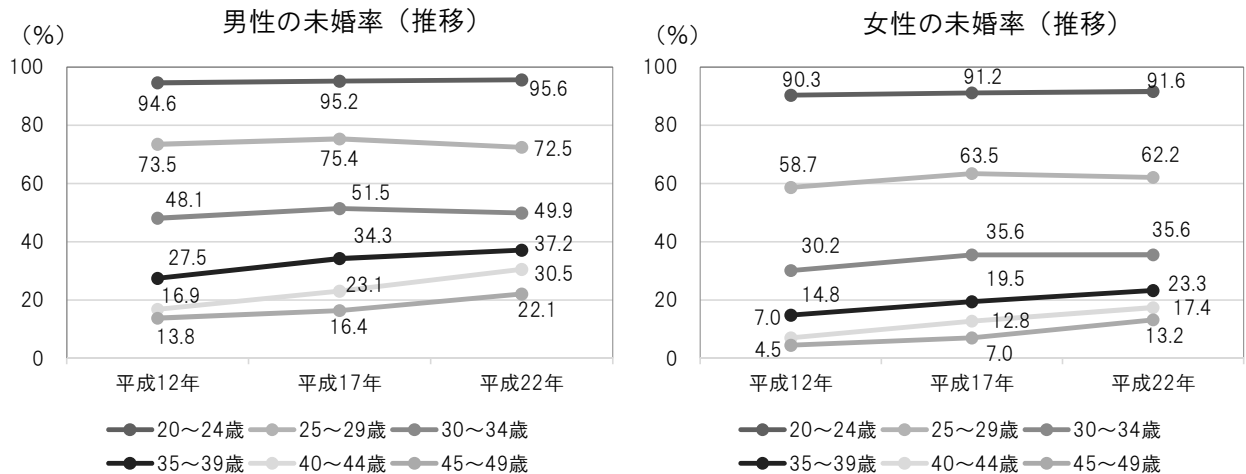


※今回の人口推計は、平成21年から平成25年の各年10月1日の住民基本台帳データを基に、コホート要因法により算出したものとなります。
コホート要因法とは、X年の人口実績の各階級に生存率を乗じて、X+1年の人口実績との誤差を比較し、その和と差の数値で純移動率が算出され、この純移動率と生存率を足したものが変化率となり、この変化率を人口実績に乗じて推計を行っていく手法です。

第3節 結婚・出産の状況

男性の未婚率の推移をみると、25～29歳と30～34歳のみ微減していますが、それ以外の年代では未婚率は上昇しています。

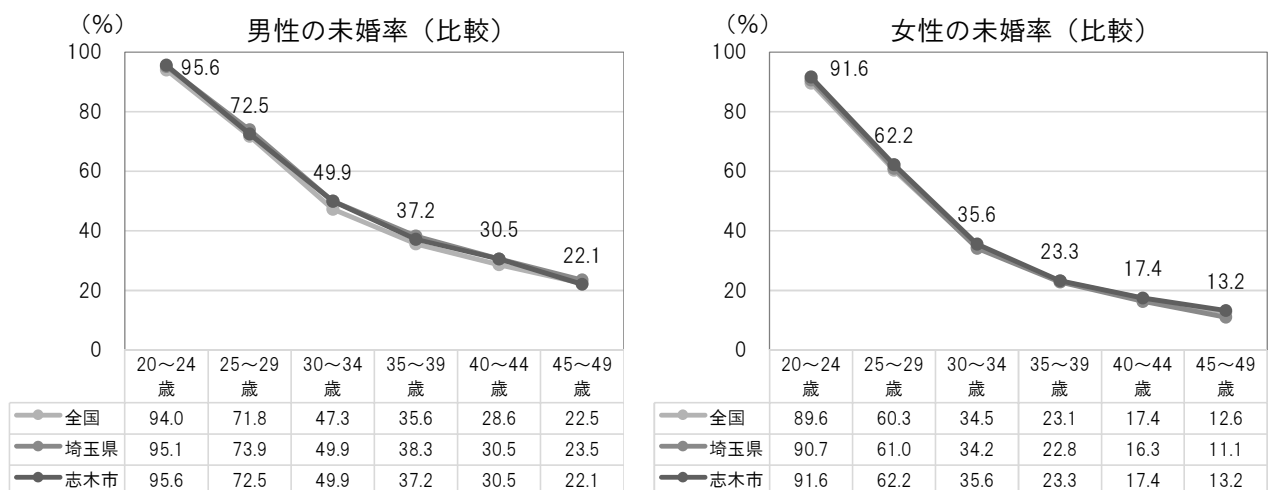
女性の未婚率の推移をみると、25～29歳と30～34歳のみほぼ横ばいとなっていますが、それ以外の年代では未婚率は上昇しています。



資料：国勢調査

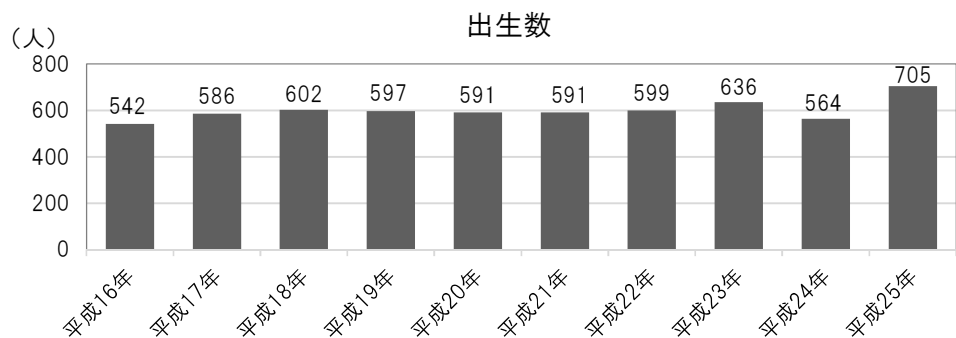
年代別の未婚率は、男女ともに全国よりもわずかに高くなっています。

男女で比較すると、全体的に男性の未婚率の方が高く、25～29歳では女性の62.2%に対し男性では72.5%、30～34歳では女性の35.6%に対し男性では49.9%、35～39歳では女性の23.3%に対し男性では37.2%となっています。



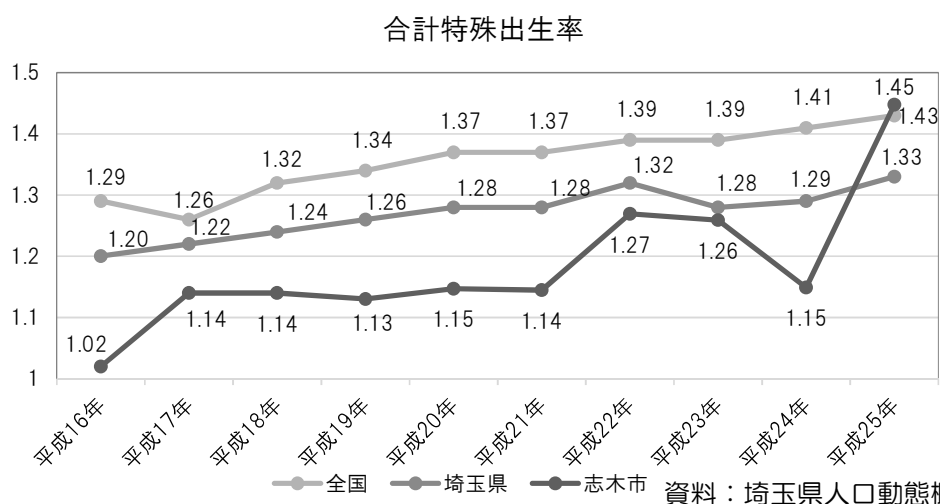
資料：国勢調査

出生数は、増減を繰り返しながら 600 人前後で推移していましたが、平成 25 年では 705 人と多くなっています。



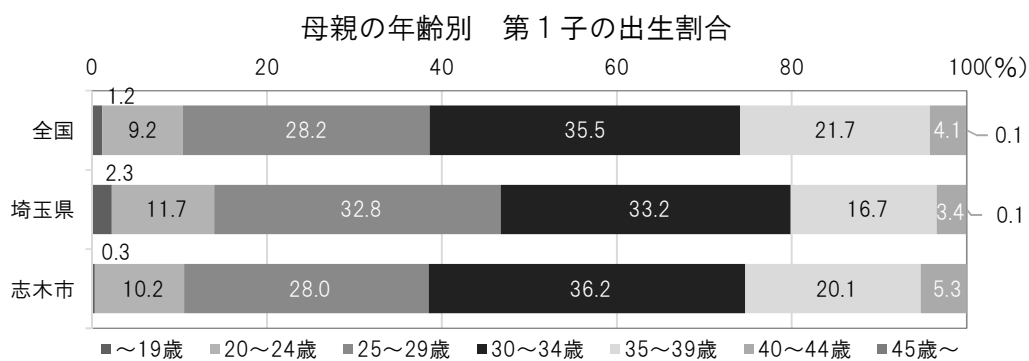
資料：埼玉県人口動態概況

合計特殊出生率は年によりばらつきがあるものの、全国や埼玉県よりも低い値で推移していましたが、平成 25 年時点で 1.45 と、全国と同程度となっています。



資料：埼玉県人口動態概況

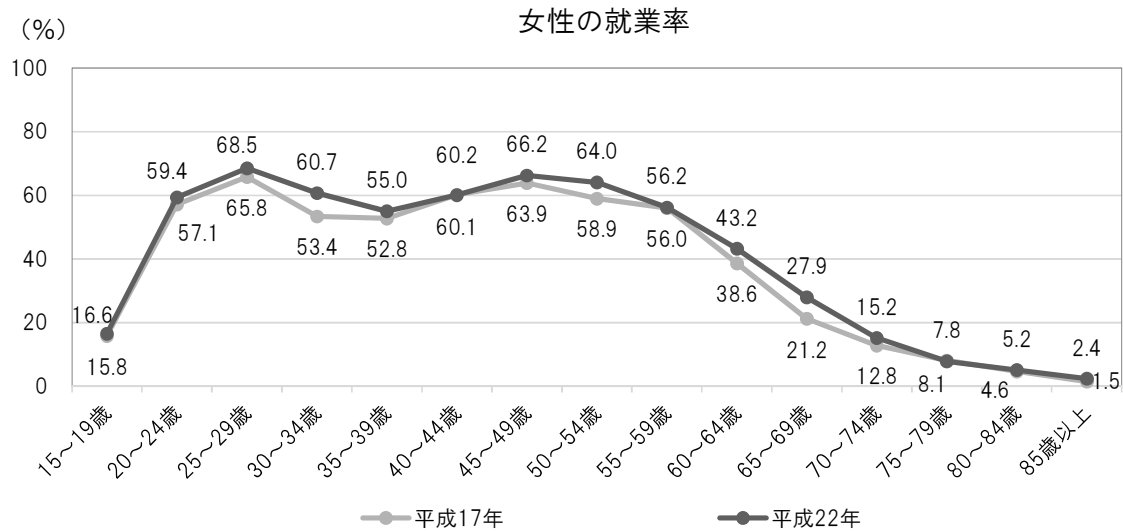
母親の年齢別の第 1 子の出生割合は、全国とおおむね同様の傾向で、30～34 歳が 36.2%で最も多く、次いで 25～29 歳が 28.0%、35～39 歳が 20.1%となっています。



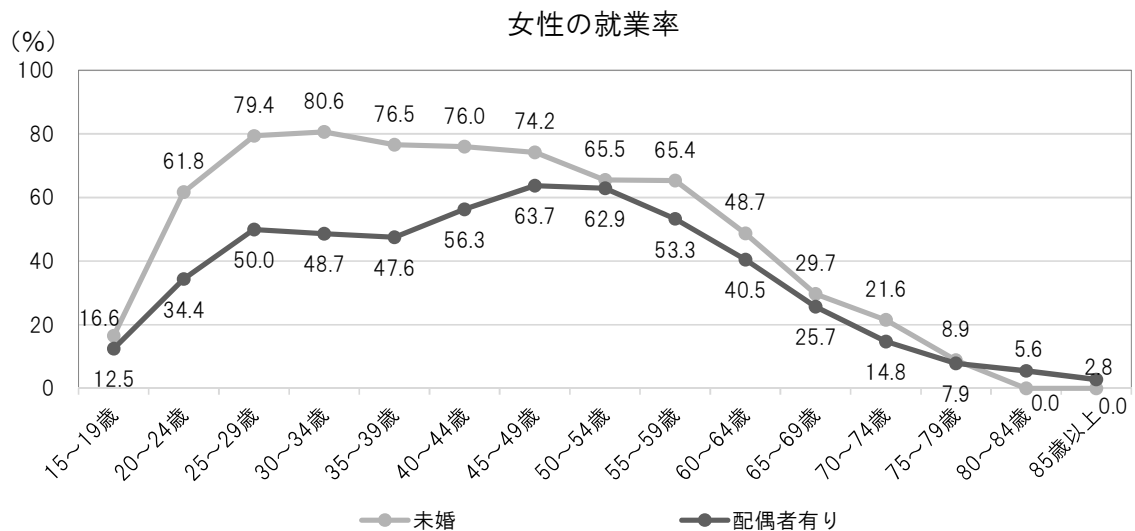
資料：平成 24 年 人口動態調査

第4節 就業の状況

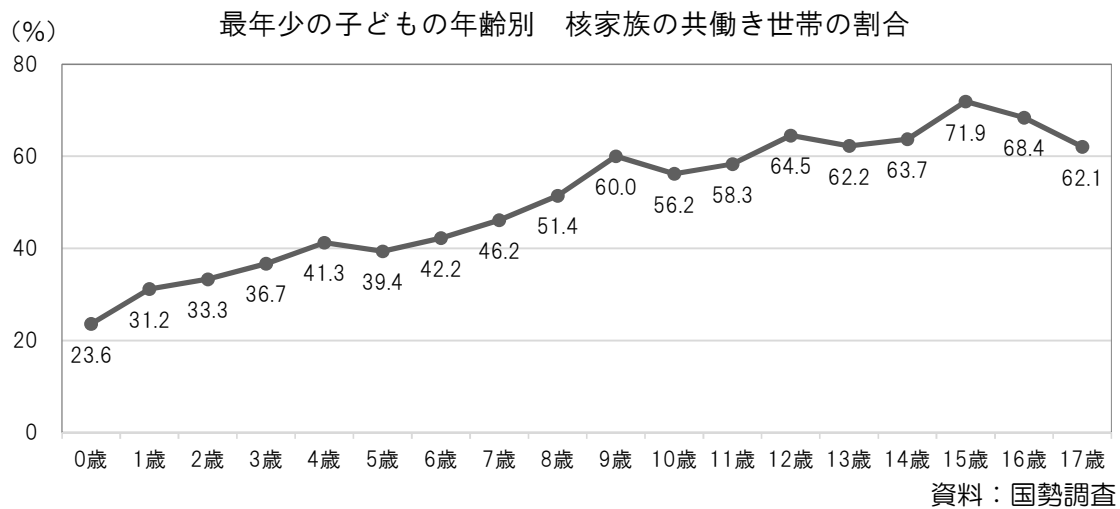
女性の就業率は、出産・子育てを迎える人が多くなる30～44歳までが一時的に低くなる「M字曲線」を描いています。しかし、平成17年と平成22年で比較してみると、特に30～34歳では約7ポイント増加しており、全体的に就業率は増加傾向にあります。



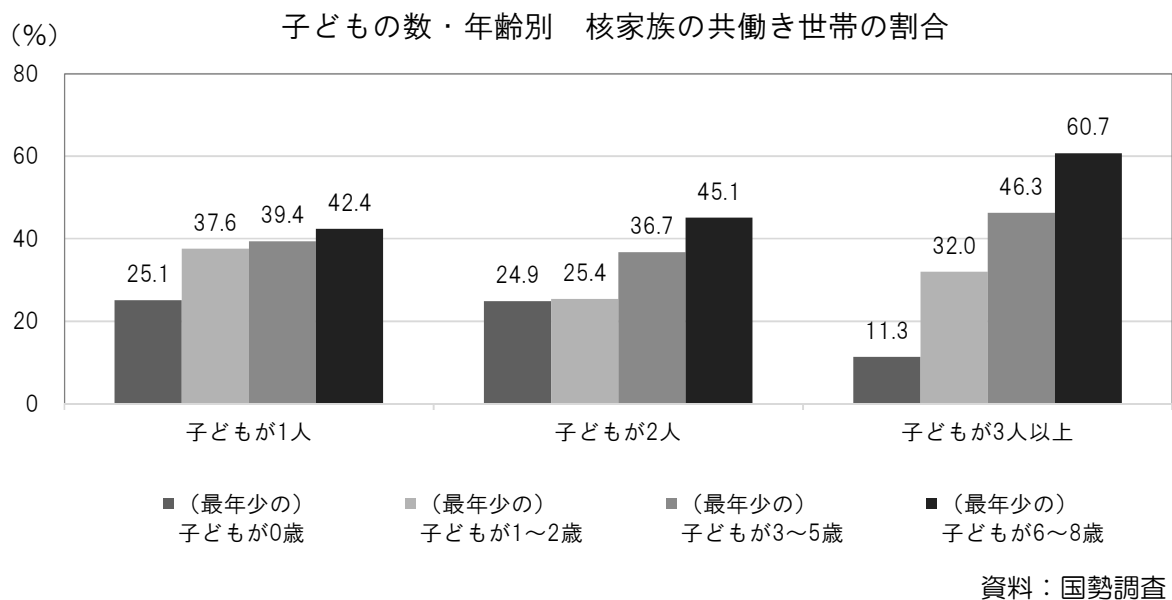
上記の就業率を、婚姻状態で分けてみると、未婚では全体的に就業率が「配偶者有り」より上回っており、特に20～44歳までは約20ポイント以上の差が開いています。



最年少の子どもの年齢別に核家族の共働き世帯の割合をみると、最年少の子どもの年齢が上がるほど、共働きの世帯の割合は増加しており、4歳で4割、8歳で5割を上回っています。

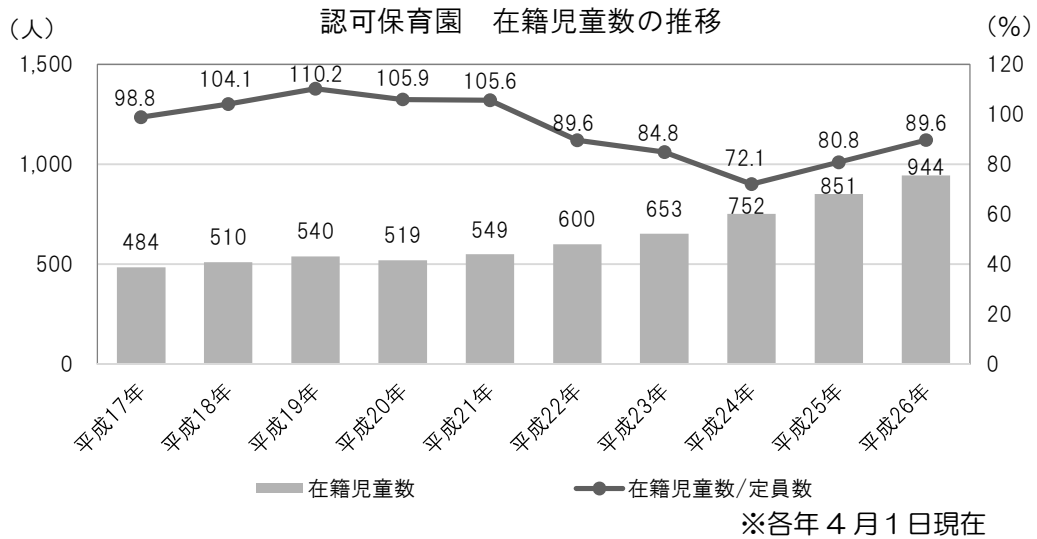


子どもの数・年齢別に核家族の共働き世帯の割合をみると、子どもが1人の世帯では最年少の子どもが0歳や1～2歳の割合が、子どもが2人・3人以上の世帯に比べて高くなっています。一方、子どもが3人以上の世帯では、最年少の子どもが6～8歳の割合が、子どもが1人・2人の世帯に比べて高くなっています。

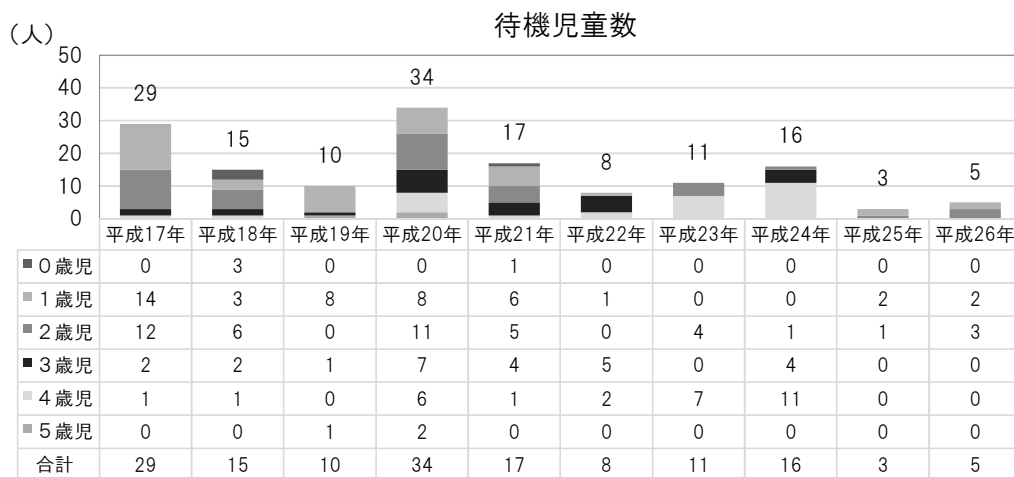


第5節 子育てに関するサービスの状況

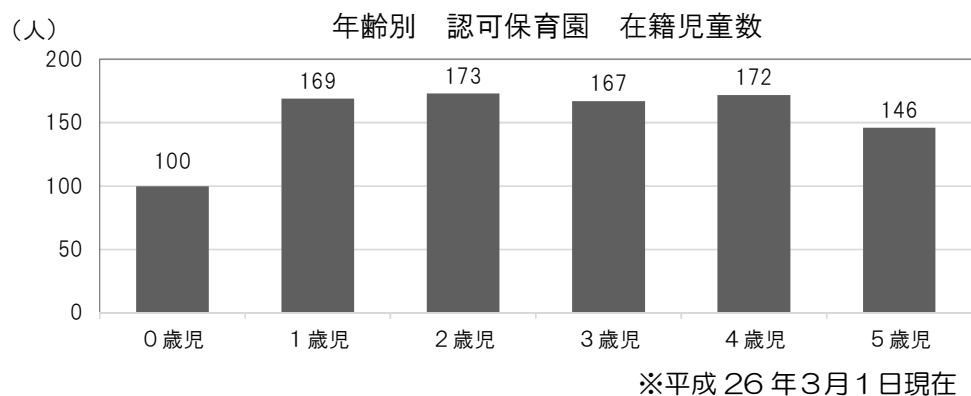
平成18年から平成21年まで在籍児童数が定員数を上回っていたことから定員数の増員を図ったことに伴い、在籍児童数は増加しています。



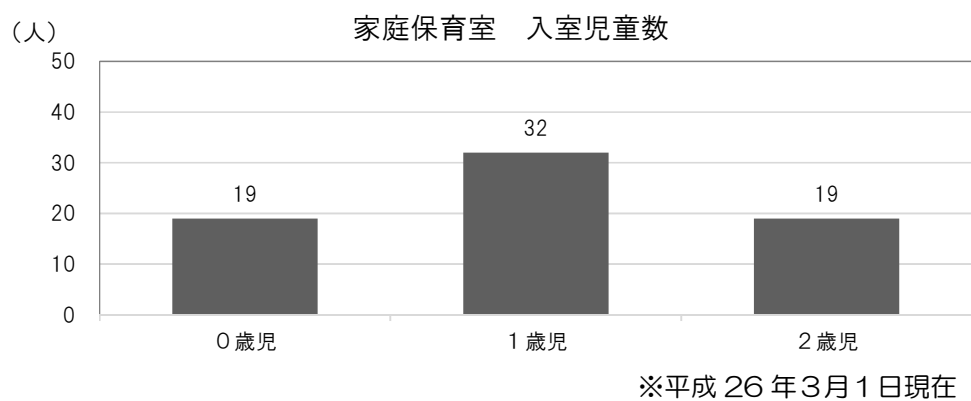
一方、待機児童数は年によりばらつきがあるものの、ゆるやかに減少傾向にあり、平成26年では5人となっています。



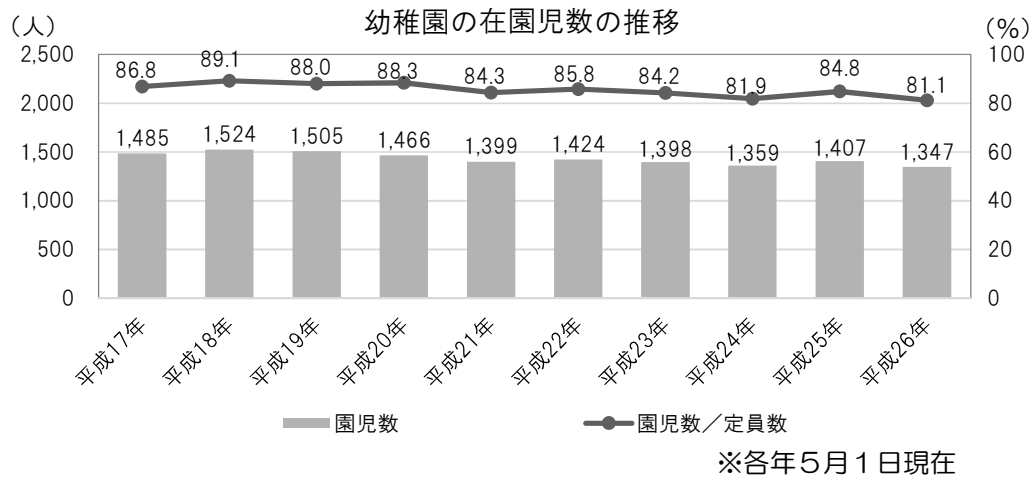
年齢別の認可保育園の在籍児童数をみると、2歳児が173人、4歳児が172人と多くなっています。



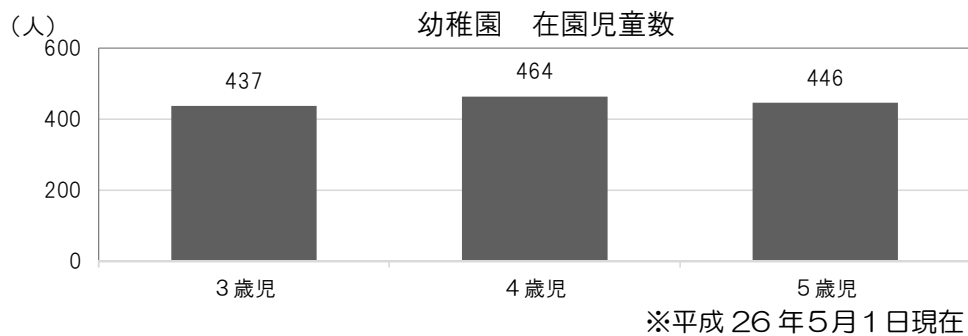
家庭保育室の入室児童数は、1歳児が32人と多くなっています。



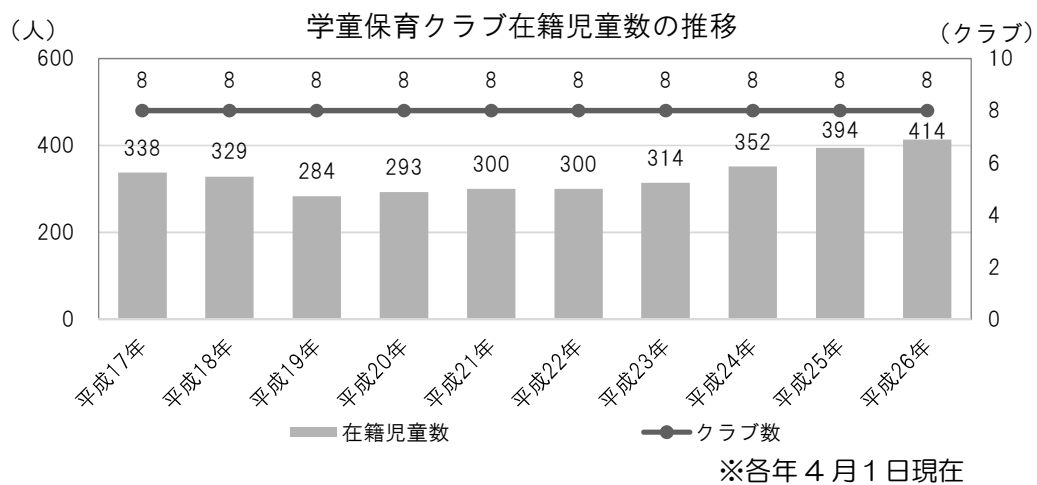
幼稚園の在園児数は微減傾向にあり、平成 26 年時点で 1,347 人となっています。



幼稚園の在園児数は、各年齢とも 450 人前後となっています。



学童保育クラブの在籍児童数は近年微増傾向にあり、平成 26 年時点で 414 人となっています。



第6節 アンケートによる子育て家庭の状況

本計画の策定資料として、保育ニーズや本市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的としてアンケートを実施しました。

●調査期間：平成25年10月21日発送～平成25年11月4日締切

●調査方法：郵送配布・郵送回収

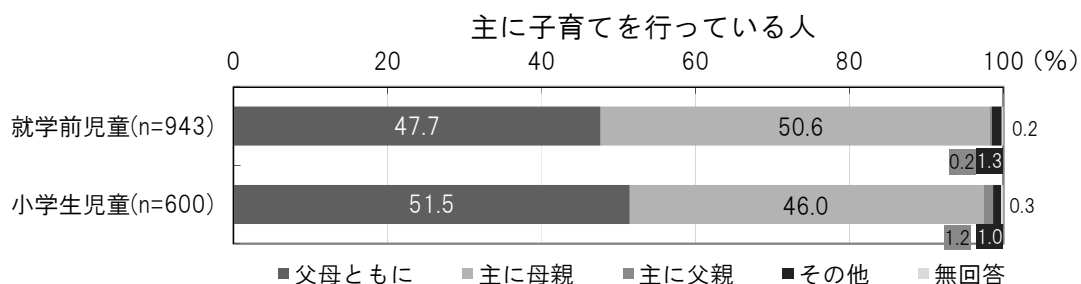
調査票	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	2,000件	943件	47.2%
小学生児童	1,500件	600件	40.0%
合計	3,500件	1,543件	44.1%

●回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計値が100.0%にならない場合があります。

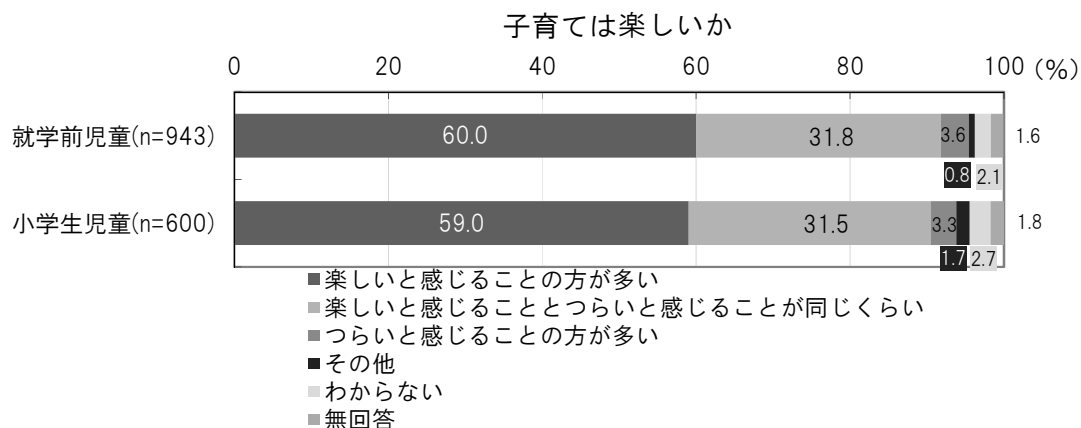
●図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

1 子育てについて

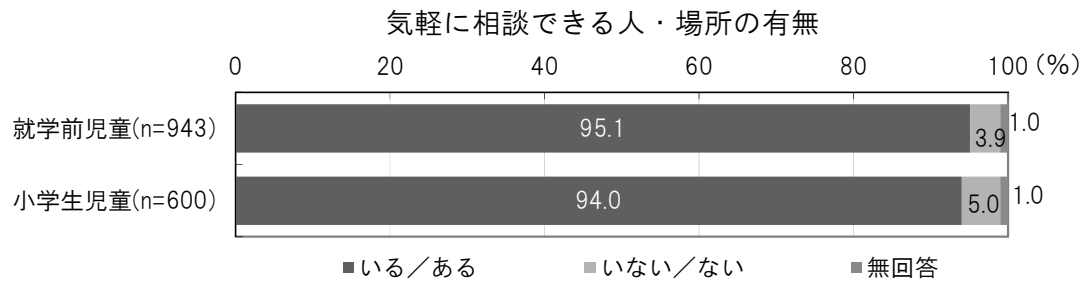
主に子育てを行っている人は、就学前児童、小学生児童ともに、「父母ともに」と「主に母親」がいずれも半数と多くなっています。



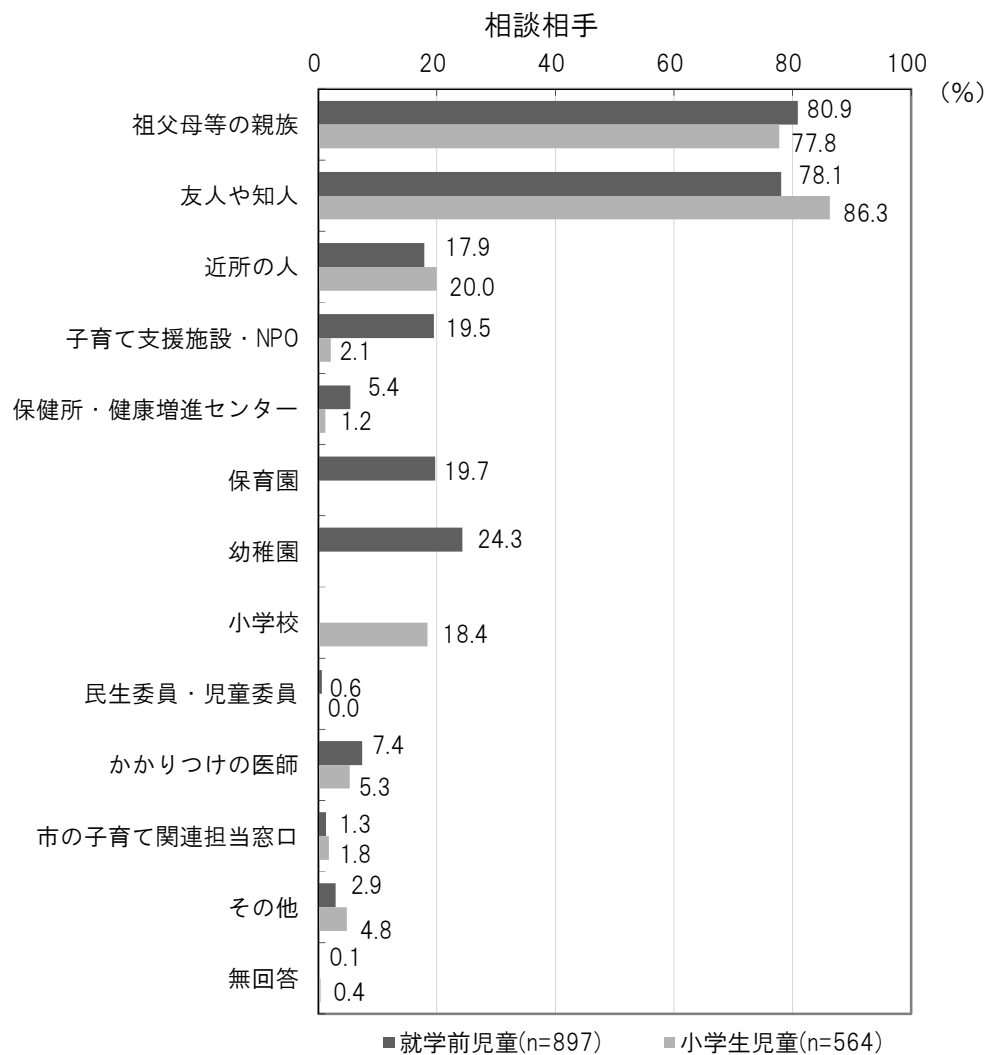
子育てを楽しんでいると感じることが多いと思うかについては、就学前児童、小学生児童ともに、「楽しいと感じることの方が多^{ほう}い」がいずれも約6割で最も多く、次いで「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」が約3割となっています。一方、いずれも約3%が「つらいと感じることの方が多^{ほう}い」と回答しています。



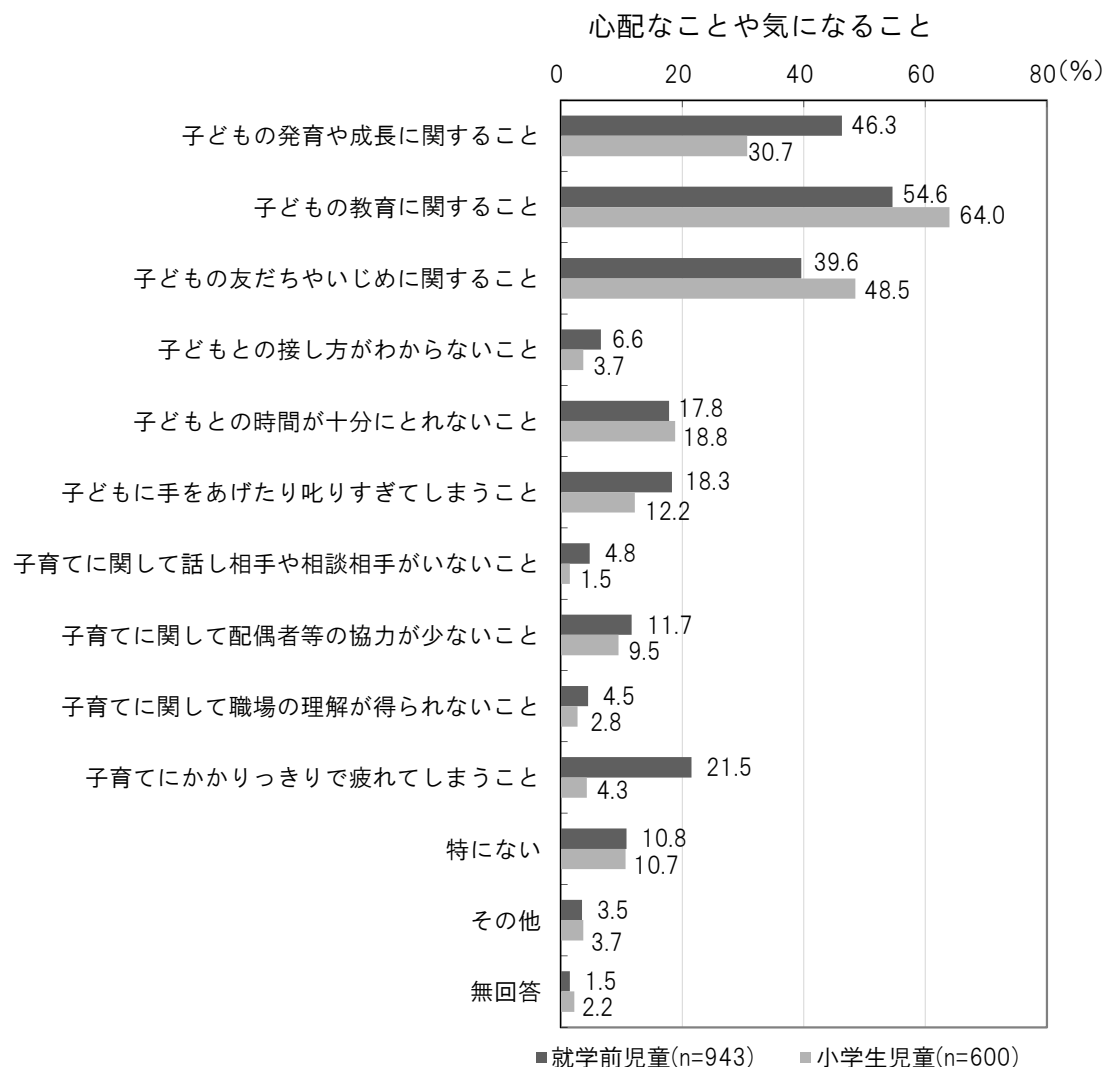
子育てをする上での相談相手や相談場所の有無については、就学前児童、小学生児童ともに「いる／ある」が9割半ばと大半を占めています。



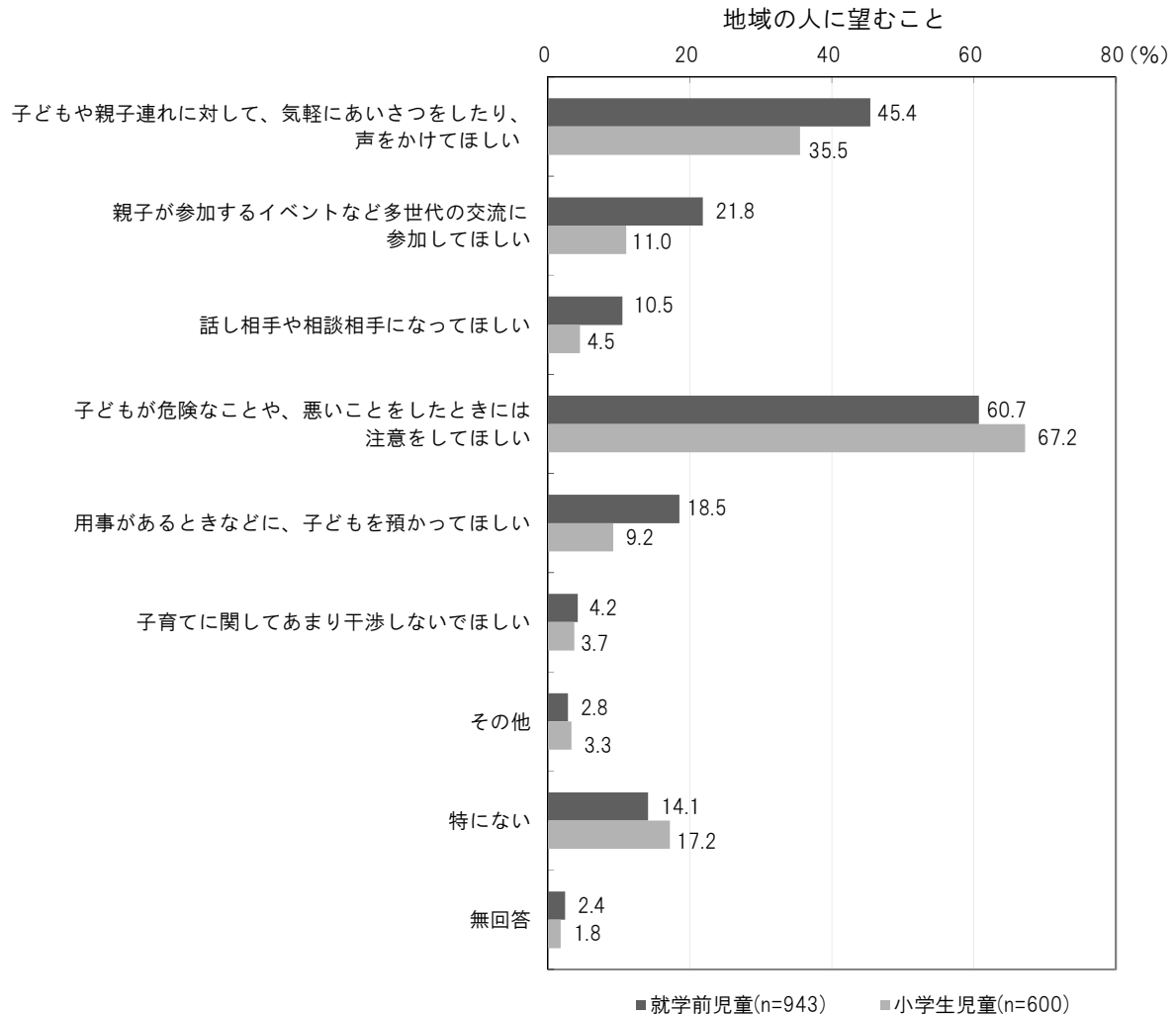
子育てに関する相談先についてみると、就学前児童では、「祖父母等の親族」が80.9%で最も高く、次いで「友人や知人」が78.1%となっています。小学生児童では、「友人や知人」が86.3%と最も多く、次いで「祖父母等の親族」が77.8%となっています。



子育てをする上で心配なことや気になることについては、就学前児童、小学生児童ともに「子どもの教育に関すること」が過半数を超えて最も高く、次いで、就学前児童では「子どもの発育や成長に関すること」、小学生児童では「子どもの友だちやいじめに関すること」が約5割と多くなっています。



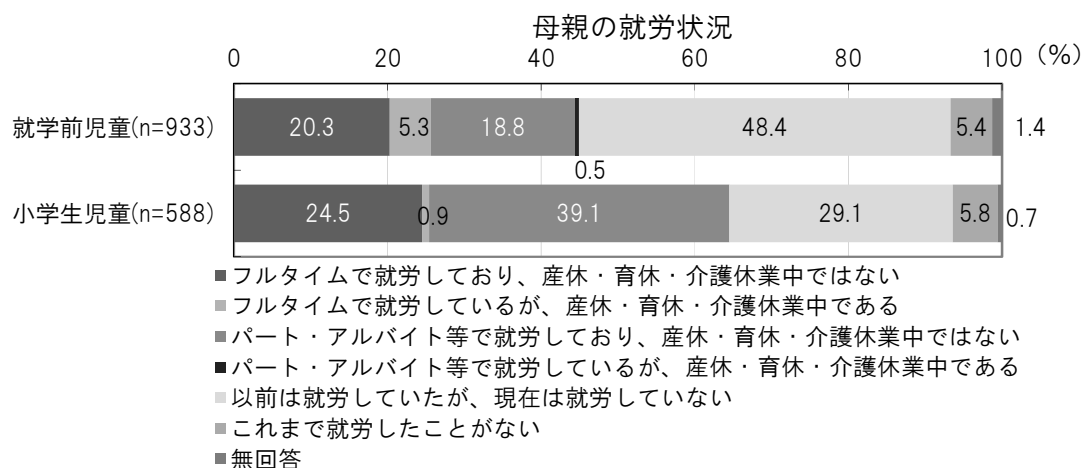
子育てに関して、地域の人にどのようなことを望むかについては、就学前児童、小学生児童ともに「子どもが危険なことや、悪いことをしたときには注意をしてほしい」が6割を超えて最も高く、次いで「子どもや親子連れに対して、気軽にあいさつをしたり、声をかけてほしい」が高くなっています。



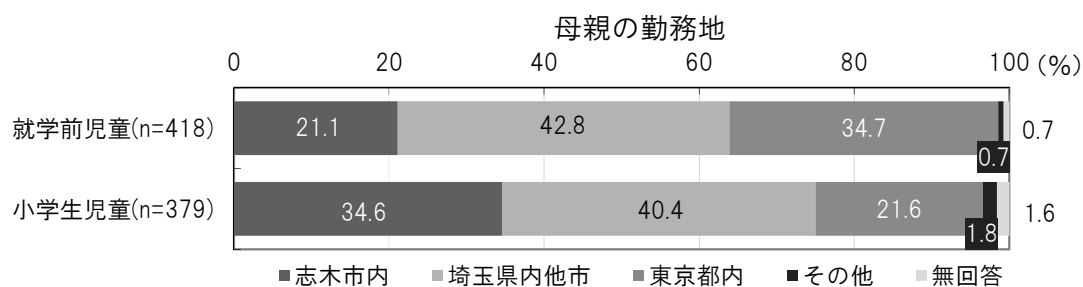
2 就労の状況

母親の就労状況についてみると、就学前児童では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が48.4%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が20.3%となっています。

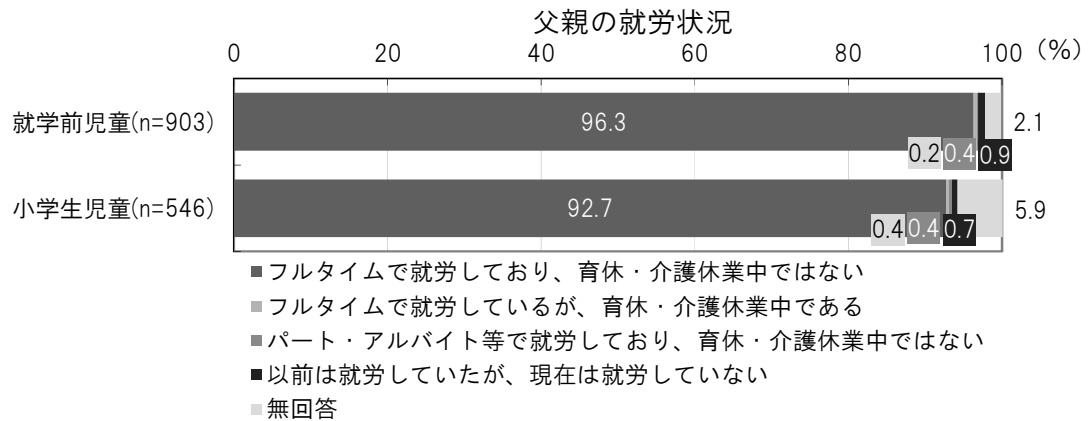
小学生児童では、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が39.1%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が29.1%となっています。



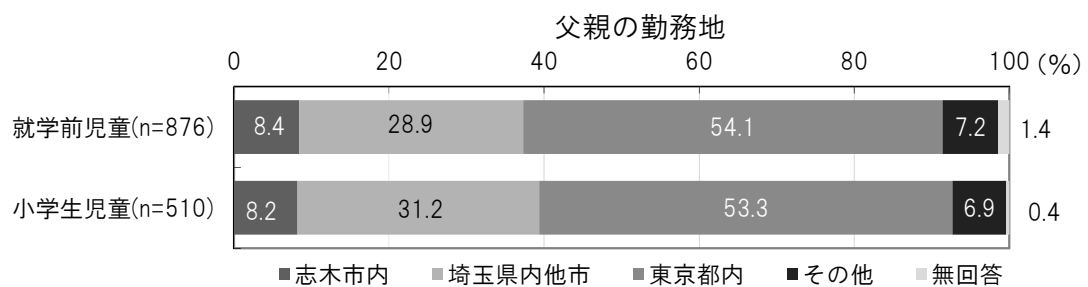
就労している母親の勤務先については、就学前児童、小学生児童ともに「埼玉県内他市」が4割を占め最も高く、次いで、就学前児童は「東京都内」、小学生児童は「志木市内」が3割を占めています。



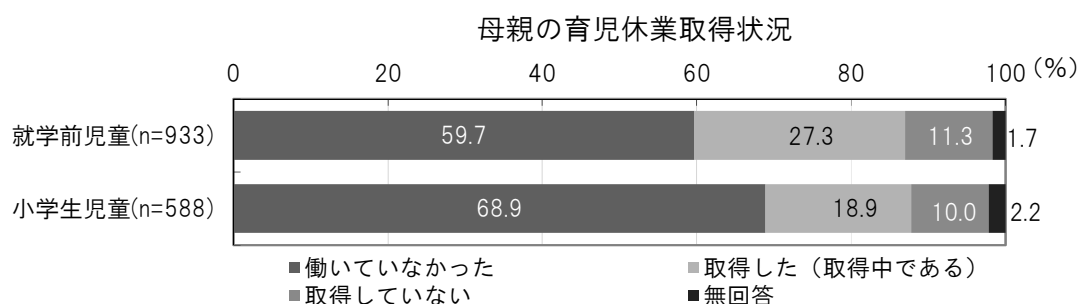
父親の就労状況についてみると、就学前児童、小学生児童ともに、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が9割以上と大半を占めています。



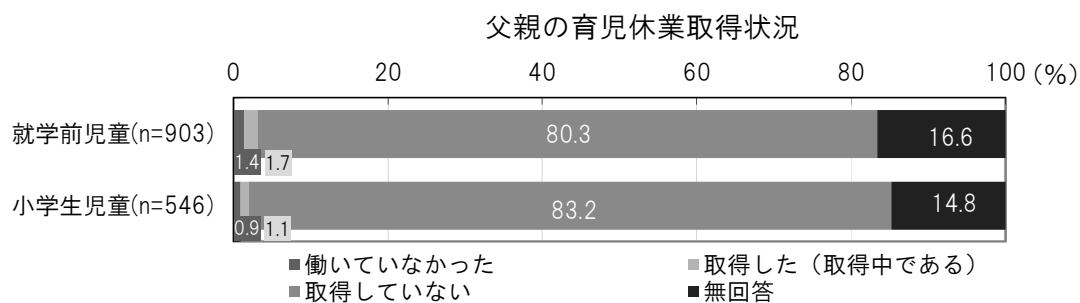
就労している父親の勤務先については、就学前児童、小学生児童ともに「東京都内」が5割以上を占め最も高く、次いで「埼玉県内他市」が約3割を占めています。



子どもが産まれた時の母親の育児休業取得状況についてみると、就学前児童、小学生児童ともに、「働いていなかった」が最も多く、「取得した（取得中である）」は、就学前児童で27.3%、小学生児童で18.9%となっています。



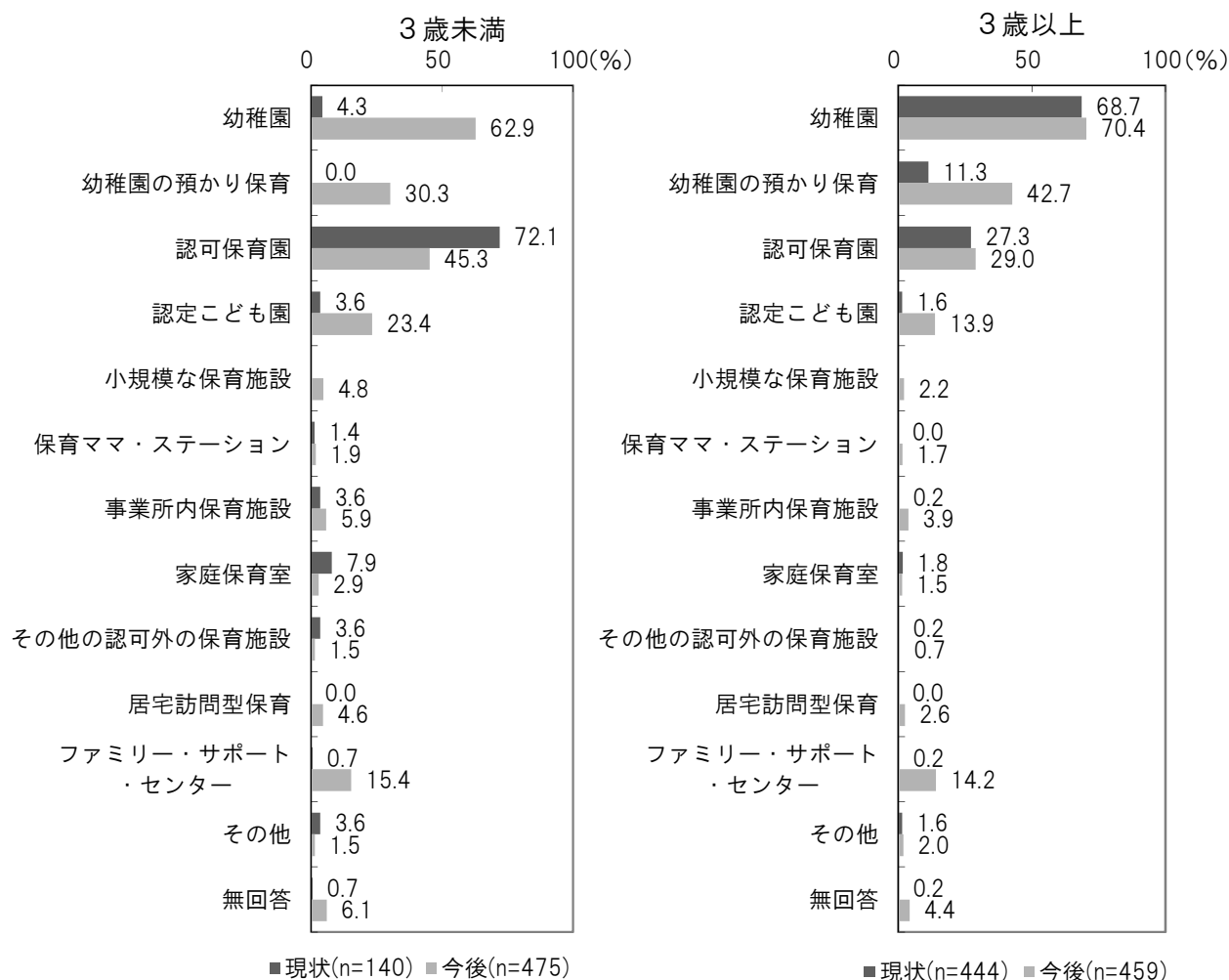
子どもが産まれた時の父親の育児休業取得状況についてみると、「取得していない」が就学前児童、小学生児童ともに8割以上と大半を占めています。



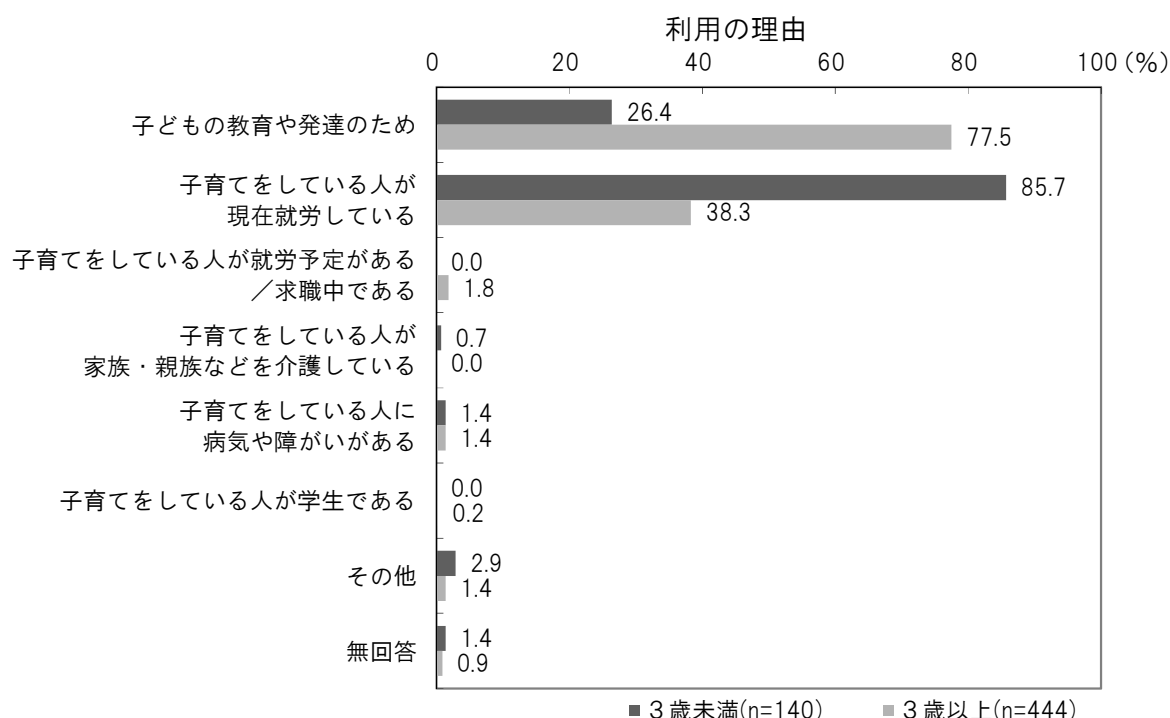
3 平日の定期的な教育・保育のサービスの利用状況

3歳未満では現在の利用状況としては「認可保育園」が72.1%と最も多くなっています。一方、今後の利用意向としては、「幼稚園」が62.9%、「認可保育園」が45.3%、「認定こども園」が23.4%となっています。

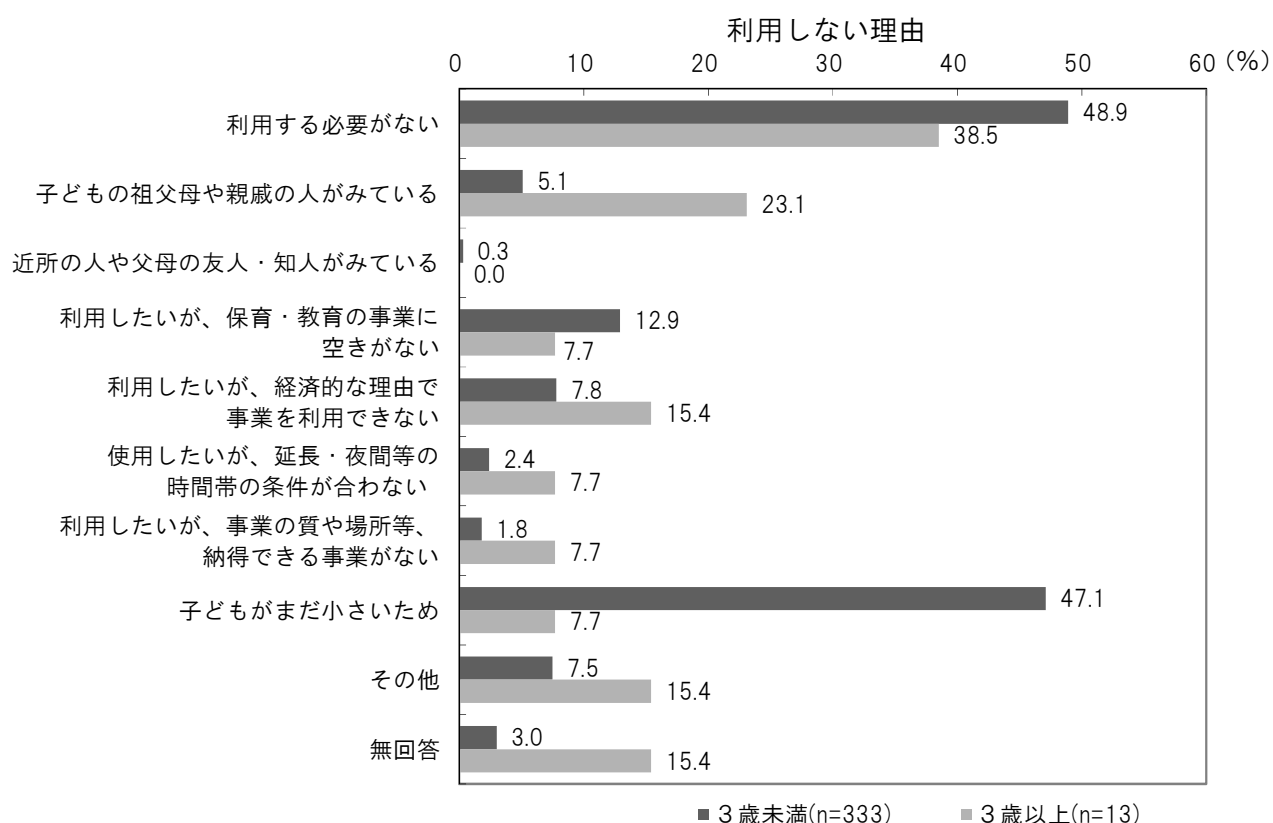
3歳以上では「幼稚園」が現在の利用状況が68.7%、今後の利用意向が70.4%と、ともに最も多くなっています。また、「幼稚園の預かり保育」は現在11.3%ですが、今後は42.7%と利用意向が高くなっています。



平日の定期的な教育・保育のサービスを利用している理由は、3歳未満では「子育てをしている人が現在就労している」が8割半ばで最も多くなっています。一方、3歳以上では「子どもの教育や発達のため」が8割弱で最も多く、次いで「子育てをしている人が現在就労している」が4割弱となっています。



教育・保育事業を利用していない理由をみると、3歳未満は、「子どもがまだ小さいため」と「利用する必要がある」が5割弱で多くなっています。3歳以上は、「利用する必要がある」が4割弱、次いで「子どもの祖父母や親戚の人がみている」が約2割となっています。



第7節 志木市子育ていろはプラン後期計画の評価

1 保育サービス目標値の達成状況

保育サービスの目標値に対する実績量は下記のとおりです。

			平成 21 年度 実績量	平成 25 年度 実績量	平成 26 年度 目標値
平日昼間の保育サービス					
3歳未満児	認可保育所	人	238	442	322
	保育5サービス（※1）	人	279	521	411
	うち 家庭的保育事業	人		9	18
3歳以上児	認可保育所	人	353	485	419
	保育6サービス（※2）	人			
	うち 認可保育所＋家庭的保育 ＋幼稚園の預かり保育	人	552	799	1,009
全体	認可保育所	人	591	927	741
特定保育事業		人		0	0
		か所	0	1	1
夜間帯の保育サービス					
延長保育事業		人	591	331	741
		か所	7	15	10
夜間保育事業		人	0	0	10
		か所	0	0	1
トワイライトステイ事業		人	0	0	0
		か所	0	0	0
休日保育事業		人	0	0	10
		か所	0	0	1
病児・病後児保育事業		日数	0	42	520
		か所	0	1	1
うち 体調不良型		日数	0	0	0
		か所	0	0	0
うち 病児対応型・病後児対応型		日数	0	42	520
		か所	0	1	1
放課後児童健全育成事業 （学童保育クラブ）		人	285	349	357
		か所	8	8	8
一時預かり事業		日数	1,906	1,895	2,474
		か所	2	2	3
地域子育て支援拠点事業		か所	3	4	4
ファミリー・サポート・センター事業		か所	1	1	1
ショートステイ事業		か所	0	0	0

※1 保育5サービス：認可保育園・保育ママ（家庭的保育）・事業所内保育所・自治体指定保育所（家庭保育室）・その他保育所

※2 保育6サービス：保育5サービス＋幼稚園預かり保育

2 施策の評価

志木市子育ていろはプラン（後期計画）の施策ごとの評価は下記のとおりです。

基本目標 1 楽しく子育てができるまちづくり	
施策の内容	評価
施策（1）家庭における子育て支援	
不安や悩みを抱えて子育て家庭が孤立することがないように、身近な地域に子育て交流機会を提供します。 また、急な用事等で子どもの面倒をみることができないときのサポート、育児疲れの解消等の支援として一時預かりサービスを充実します。	・身近な子育て交流機会として、各種子育て支援センターにおける交流の場の提供、公立保育園の「遊ぼう会」を開催。 ・平成 23 年度から、地域の公園や学童保育クラブに出向き、親子の交流支援を新規開始。 ・平成 24 年度から、発達・成長段階に応じた同年齢児と保護者が気軽に集まる場を新規創設。 ・一時預かりサービスとしては、ファミリー・サポート・センター事業を推進。
施策（2）相談・情報提供による子育て支援	
子育ての不安や悩みを気軽に相談できるよう、多様な相談窓口を設置するとともに、家庭訪問サービスを充実します。複雑化する相談内容に対応し、迅速に支援につなげることができるよう相談体制を充実します。必要とするときに的確に利用できるよう子育て情報の提供を充実します。	・平成 23 年度から子育て支援センターで、専門的な知識を持つ小児科医師や管理栄養士などによる相談・援助の場を新規に提供。 ・教育サポートセンターに 8 人、市内各中学校に 1 人ずつ相談員を配置し、学校との連携強化を図り相談活動実施。新たに、特別支援教育スクールカウンセラーの巡回訪問を開始。 ・子育てに関する総合支援窓口の設置などにより「地域子育て応援タウン」に認定。 ・「子育てガイドブック」を市民と協働で発行。
施策（3）地域社会における子育て支援	
地域ぐるみで子育てができるよう支援団体・組織を強化するとともに、市民の参画を促進します。子育て保護者同士が共同して子育てできるよう子育てサークル活動を支援します。	・子育て支援センターにおいて新規子育てサークルの立ち上げを支援。 ・平成 21 年度から、子育て・健全育成に関するサークルへ活動場所を提供するため児童センターの部屋の貸し出し事業を実施。 ・平成 23 年度から、ふれあい館「もくせい」を有効活用し、保育ママ・ステーションを開設。 ・平成 25 年度から「いろは遊学館イベントカレンダー」の発行を開始し、各サークルに情報を提供。 ・平成 25 年度から、ふれあい館「もくせい」において、世代間交流事業を展開し、多世代がふれあう場づくりを実施。
施策（4）子育て家庭への経済的支援	
安心して子育てできるよう子育て家庭への経済的支援を充実します。また、子どもの保健向上を図るために医療費を助成します。	・平成 25 年度から転入者や市税などの未完納者にあっても随時申請受付ができるよう制度を見直し。 ・子ども手当（現児童手当）や児童扶養手当などのホームページや広報紙などで啓発を実施。

基本目標 2 子どもと仕事を両立できるまちづくり	
施策の内容	評価
施策（5） 男女共同参画による子育ての推進	
志木市男女共同参画推進条例に基づいて、男女共同参画の取り組みを推進します。子育て期は特に男女の共同が求められており、家庭・職場・地域での男女共同参画を推進します。	- 平成22年度から子宮頸がん予防ワクチンの接種を開始。併せて、子宮頸がんの予防について啓発を実施。 「応援しよう赤ちゃんファミリー」や「おやこ広場」などで、父親を含めた家族での子育て参加に対して支援と方法を促進。
施策（6） 子育てと仕事の両立を支援する就業環境の整備	
男女がともに子育てと仕事が両立できるよう、市民に育児・介護休業制度の周知を図るとともに、事業主に就業環境の整備を働きかけます。求人情報の提供、転職・再就職の支援等、女性の就業の支援に努めます。	- ワーク・ライフ・バランスをテーマにした広報紙などでの周知により、意識啓発を実施。 - 子育てによって長く仕事から遠ざかり、就職面接などに不安がある女性に対して、ハローワーク朝霞と連携し「女性の転職のためのセミナー」を開催。
施策（7） 保育サービスの充実	
保育サービス需要の増加、保護者の就業形態やライフスタイルの多様化に対応できるよう、市民・民間事業者等とも連携し、保育サービスの充実に努めます。	- 待機児童が発生しやすい0歳児から2歳児を対象に、家庭的保育事業を新規展開。 - 民間の事業者が市内で保育園を設置しやすいよう施設整備補助・運営費補助制度を導入し、新たな保育環境を整備し、保育需要に対応。 - 学童保育クラブの新たな施設の建設や余裕教室を改修し保育スペースを拡張することによって、学童保育クラブのニーズに対応。

基本目標 3 子どもが健やかに育つまちづくり	
施策の内容	評価
施策（8） 安心できる妊娠・出産の確保	
妊娠期の心身の健康維持のため、疾病・異常の早期発見とともに、妊娠中や出産時、育児に必要な知識の普及に努めます。産科等、安心して出産できる場所の確保について検討します。	- 平成 21 年度から妊婦健康診査は 14 回助成とし、補助金交付制度を実施。 - 早期からの支援の一環として妊産婦訪問指導や母子健康手帳交付時に資料配布など実施し、訪問指導の件数や母子健康手帳の交付件数は増加傾向。
施策（9） 乳幼児の保健・医療の充実	
妊娠中から母子について一貫した健康管理ができるよう、保健サービス、小児医療の充実に努めます。 バランスのよい食習慣づくりを目的に食育を推進します。	- 乳幼児健康管理台帳や乳幼児健診の質問票の見直しや、新生児や母子の訪問指導・乳幼児健診などの母子保健事業のデータをシステム管理できるよう検討。 - 小児救急医療に対しては、朝霞地区医師会と連携。
施策（10） 障がいや発達の遅れ等のある子どもへの対応の充実	
障がい児（含む LD、ADHD）やその家族が安心して暮らせるように、保育の支援、相談体制の充実を図ります。関係機関との連携を強化し、地域での生活を支援する各種サービスの充実に努めます。	- 障がい児保育は公立保育園を中心に受け入れを実施。 - 子どもの発育発達支援及び保護者の育児不安の軽減を図るために各種相談事業を実施。すくすく相談（発育発達相談）は、実施回数を増加。

※LD（学習障がい）：全体的な知的発達に遅れはないが、読む、書く、計算する等の能力に著しい困難がある状態の障がい。

※ADHD（注意欠陥／多動性障がい）：落ち着くことができない「多動」、一つに集中できない「集中困難」、待てない・せっかちであるといった「衝動性」を特徴とする発達障がい、日常活動や学習に支障をきたす状態。

基本目標 4 個性を生かし生きる力を育むまちづくり	
施策の内容	評価
施策（11） 就学前教育の充実	
就学前教育の場である幼稚園における地域に開かれた特色ある教育活動を促進します。保育園においても就学のための教育を実施します。また、幼稚園・保育園・小学校により教育内容の継続性を確保します。	・知的な面や情緒面、身体の発達などに気がかりな点のある幼児の保護者に就学相談を、言語障がいや言語習得の遅れている幼児に対して、言語聴覚士による言語指導を実施。 ・定期的に市内及び近隣市の幼稚園・保育園・市内各小学校を訪問して、積極的な情報収集をし、スムーズな就学を目指した連携を実施。
施策（12） 学校教育の充実	
未来を担う子どもたちの健やかな成長を目指して、学校・家庭・地域社会が持つ教育力を結集した学校教育を推進するとともに、きめ細やかな指導で、児童の豊かな人間性を育めるよう、独自の少人数学級編制を行います。	・学校と家庭の絆づくりを課題に、志木市立学校PTA連合会及び12小中学校PTA会に家庭教育学級の実施を依頼し、家庭教育学習の場を提供。 ・学校評議員制度や、学校応援団、学校と学校応援団との調整を行う学校応援コーディネーターなどの取り組みを推進。 ・平成25年度から学校プラザは、地域交流スペース事業として継続。
施策（13） 多様な体験活動の充実	
子どもが様々な活動を通して、心身ともに伸びやかに成長していくよう、多様な体験機会の提供、自主的な活動の機会の充実に努めます。	・放課後子ども教室事業は、地域との連携を図り、会員数も増加し、地域の交流や子どもたちの居場所づくりに大きな役割を果たしている。 ・各公民館では地域・学校・子ども会と協力し、各種体験機会を充実。

基本目標 5 子どもと家庭にやさしいまちづくり	
施策の内容	評価
施策（14） 安全・便利な生活環境の整備	
子連れや子どもが安全に外出できるよう、交通環境を整備するとともに、便利に利用できるよう公共施設等における子育てへの配慮を充実します。	・中宗岡地区及び下宗岡2丁目地区の安心歩行エリアを「しき安心・安全歩行プラン事業」として平成21年度から平成24年度まで重点的に交通安全対策を実施。 ・市内の公共施設や子育て支援センターなどに「あかちゃんの駅」を設置。
施策（15） 子どもがのびのび遊べる環境づくり	
子どもが地域で安全にのびのびと遊べるよう、遊び場の整備・充実を図ります。また、自然にふれることができる身近な場所として緑地の保全と活用を図ります。	・遠方で児童センターを利用しにくい地域へ出向く「移動児童センター」「ミニ移動児童センター」事業を実施。 ・児童公園などについて、子どもが安全に遊べるよう適正な管理を実施。
施策（16） 子どもに配慮した防犯体制の整備	
子どもをねらった犯罪、子どもによる犯罪を予防・防止するために子ども自身の防犯意識の醸成とともに、まちぐるみ防犯体制の確立を促進します。	・小学1年生を対象とした防犯ブザーの配布やふれあい110番の家など、子どもたちの防犯活動を実施。 ・各小学校にパトロール員及び警備員を配置。

～ 主な課題 ～

- 志木市子育ていろはプラン（後期計画）の中では、家庭的保育事業など保育サービスの充実、地域子育てタウンの認定など子育て支援に力を入れてきており、0～2歳の人口は増加傾向となっています。しかし、未婚率が上昇していることや、合計特殊出生率がこれまで全国・埼玉県より低く推移していたことなどから、今後の児童人口は横ばいからやや微減に転じることが予測されます。そのため、安心して産み育てることができる環境を整え、少子化の進行に歯止めをかけることが必要です。
- 志木市子育ていろはプラン（後期計画）の期間中、高まる保育ニーズに応えるため、認可保育園の定員数の増加となるよう計画的に実施してきました。しかし、待機児童数は少人数ではあるものの女性の就業率が増加する中、保育ニーズは引き続き高いことが予測され、新制度に基づいた様々な形での保育体制を整備していくことが必要です。
- 子育てをつらいと感じている人や気軽に相談できる人・場所がないという人がいますが、相談相手の大半は親族や友人などで、公的機関へ相談している人は少なくなっています。また、心配なことや気になることの上位は、子どもの教育や発達・成長に関すること、いじめに関する事などとなっており、様々な場面における相談の充実や、相談機関の情報提供が必要です。
- 子どものいる世帯において、核家族世帯やひとり親世帯が増加し孤立する子育て家庭が出てきている中、地域の人に望むこととして、「子どもが危険なことや悪いことをしたときには注意をしてほしい」や、「子どもや親子連れに対して気軽に挨拶をしたり声をかけてほしい」といった、子どもを地域全体で育てていく取り組みへの要望が高く、地域ぐるみの子育て支援を進めていくことが必要です。
- 育児休業の取得状況は、母親に比べ父親では非常に少なくなっているほか、母親の中では一度退職をしたという回答も見られ、育児休業や男女共同参画についての意識啓発を市民や事業者などに広く行っていくことが必要です。

第3章 計画の基本理念及び施策の体系

第1節 子ども・子育ての基本理念

本市では、これまで「志木市子育ていろはプラン」次世代育成支援推進行動計画（前期・後期計画）に基づき、「子どもの笑顔が輝き、希望と喜びにみちた子育てができるまち」を基本理念として積極的な子育て支援を進めてきました。

しかし、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、祖父母や地域住民の方などから日々の子育てに対する助言や支援、協力を得ることが難しい人が多くなってきています。

このような中、平成27年度から新たに始まる「子ども・子育て支援新制度」では、家庭、学校、地域、職域などすべての分野にかかわる人それぞれが役割を果たすとともに、相互に協力して子育て支援を進めていくという方針が打ち出されています。

本市においても、これまで積極的に進めてきた子育て支援について、今後はいっそう地域全体の支援を得ながら子どもの育ちを本市全体で支えていき、子どもたちの笑顔がきらきらと輝くことを願って、下記の基本理念を掲げます。

**笑顔かがやく
すくすく志木っ子
地域みんなで育てよう**



第2節 基本的な視点

1 子どもの人権の尊重と最善の利益の実現

子ども・子育て家庭に対するすべての施策は、「児童の権利に関する条約」の理念に立ち、子どもの人権を尊重するとともに、子どもの成長のための最善の利益に配慮したものとします。また、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう配慮します。

2 少子化対策の充実

今後長期的に見ていくと徐々に子どもの数は減少していくことが予測されます。少子化の進行に歯止めをかけるために、待機児童の解消などの子育て支援や、子育てと仕事の両立支援などの働き方の改革、結婚・妊娠・出産支援などを総合的に進めていきます。

3 子育て家庭を取り巻く環境の変化への対応

世帯の小規模化、就労形態の多様化・不安定化など環境の変化が進む中、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人も多くなっています。子育て家庭に対して様々な環境の変化を的確にとらえた対応を行うとともに、周囲の様々な支援を受けながら実際に子育ての経験を通して、親として成長していく「親育ち」の過程を支援していきます。

4 男女共同参画による子育て支援

子育てを通して女性、男性、そして子どもたちがともに豊かな人生を築いていけるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を促すなど、男女が共同で子育てができる環境づくりを進めます。

5 “市民力”を生かした子育て支援

家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての人が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、それぞれが協働し役割を果たすことが必要であり、“市民力”を活用した子育て支援を進めます。

6 包括的な子育て支援サービスの提供

「子ども・子育て支援法」に基づき、適切なサービスの給付やその他の支援を可能な限り講じ、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

第3節 施策の体系

子ども・子育ての基本理念

笑顔かがやく すくすく志木っ子 地域みんなで育てよう

子ども・子育て支援事業計画

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 教育・保育の量の見込み及び提供体制
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制

基本施策の展開

- 1 子ども・子育て支援サービスに関すること
 - (1) 子ども・子育て交流機会の充実
 - (2) 相談体制の充実
 - (3) 情報提供の充実
 - (4) 経済的支援の充実
 - (5) 道路等の整備・交通安全の推進
 - (6) 防犯活動の推進
- 2 健康・障がいに関すること
 - (1) 妊娠・出産時の支援
 - (2) 母子の健康管理
 - (3) 食育の推進
 - (4) 青少年健全育成
 - (5) 発達に不安がある子どもへの支援
 - (6) 特別支援教育の充実
- 3 学校教育・社会教育に関すること
 - (1) 就学前教育の充実
 - (2) 学校・家庭・地域社会と連携した教育の充実
 - (3) 魅力ある学校づくり
 - (4) 配慮が必要な児童生徒への支援
 - (5) 放課後の活動支援
- 4 仕事と家庭の両立に関すること
 - (1) 男女共同参画についての意識啓発
 - (2) 就業環境の整備
 - (3) 事業主への就業環境の整備促進
- 5 地域との連携（市民力）に関すること
 - (1) 地域の活動団体との協働
 - (2) 地域の交流促進
 - (3) 多様な体験機会の創出

第4節 重点施策

1 保育園保育料・学童保育クラブ保育料の引き下げ

消費税増税により、子育て世帯も負担増となっている現状において、保護者の経済的負担の軽減を図り、子育て世帯を応援することを目的として、保育園保育料・学童保育クラブ保育料の引き下げを進め、子育て世代にとって住みやすいまち、安心して子どもを産み、子育てができるまちを目指します。

2 学童保育クラブの対象学年の引き上げ

児童福祉法の改正により、対象が留守家庭の小学生に範囲が拡大されたことを踏まえ、児童と保護者が安心して利用できる居場所としてふさわしい環境を確保するとともに、児童の健全育成を図りながら、保護者が安心して子育てと就労を両立できるよう支援するために、学童保育クラブの対象学年を小学6年生までに引き上げます。

3 公立保育園及び学童保育クラブの延長保育料のあり方

公立保育園及び学童保育クラブの延長保育料は、無料としてきましたが、利用状況の適正化を図る視点に立ち、受益と負担の公平性を確保する観点から、公立保育園及び学童保育クラブの延長保育料の有料化を進めます。

4 公立保育園の多様な運営形態の検討

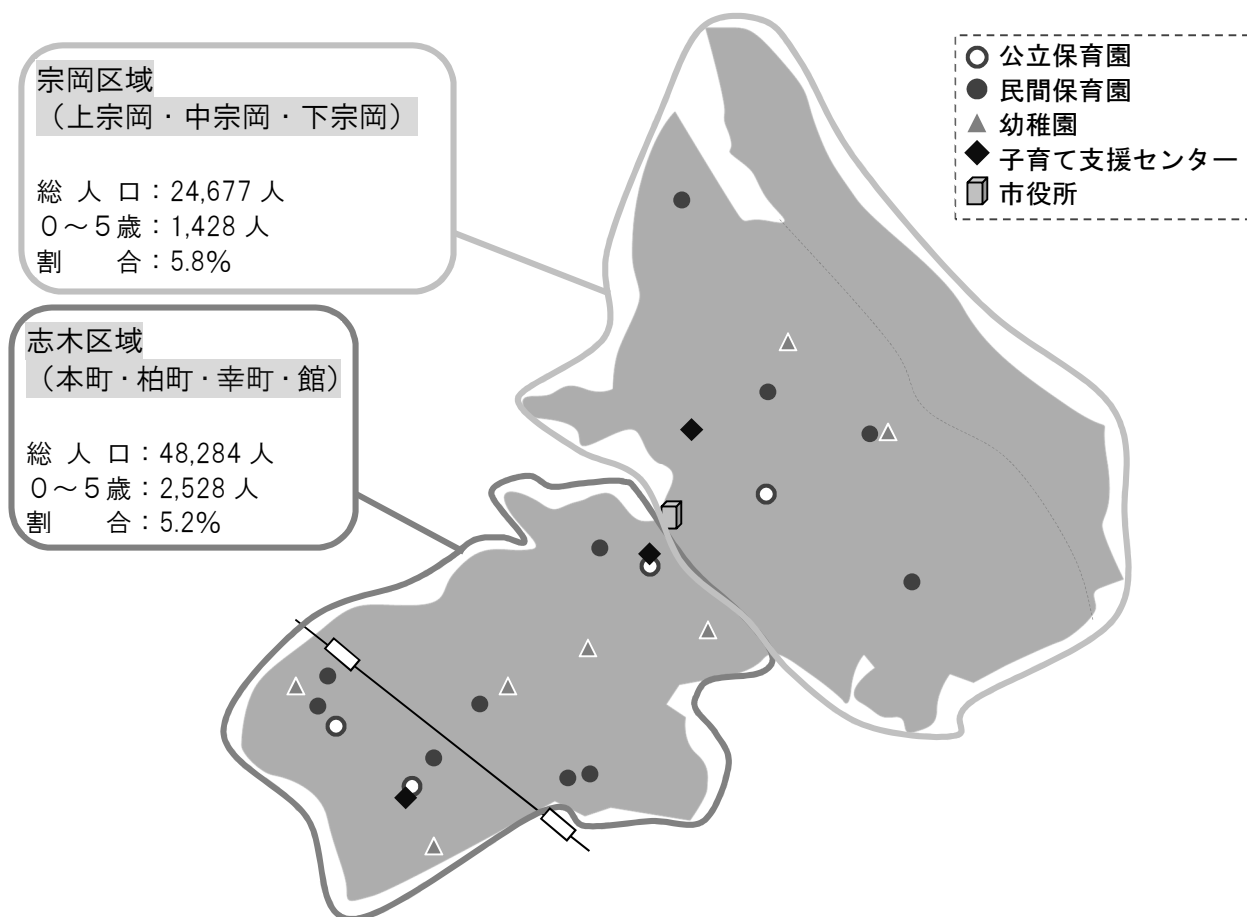
老朽化が著しい公立保育園の現状などを踏まえ、厳しい財政状況の中、限られた財源の中で、多様化する子育てニーズにきめ細かく対応するため、継続的に公立保育園の運営形態を検討します。

第4章 子ども・子育て支援事業計画



第1節 教育・保育提供区域の設定

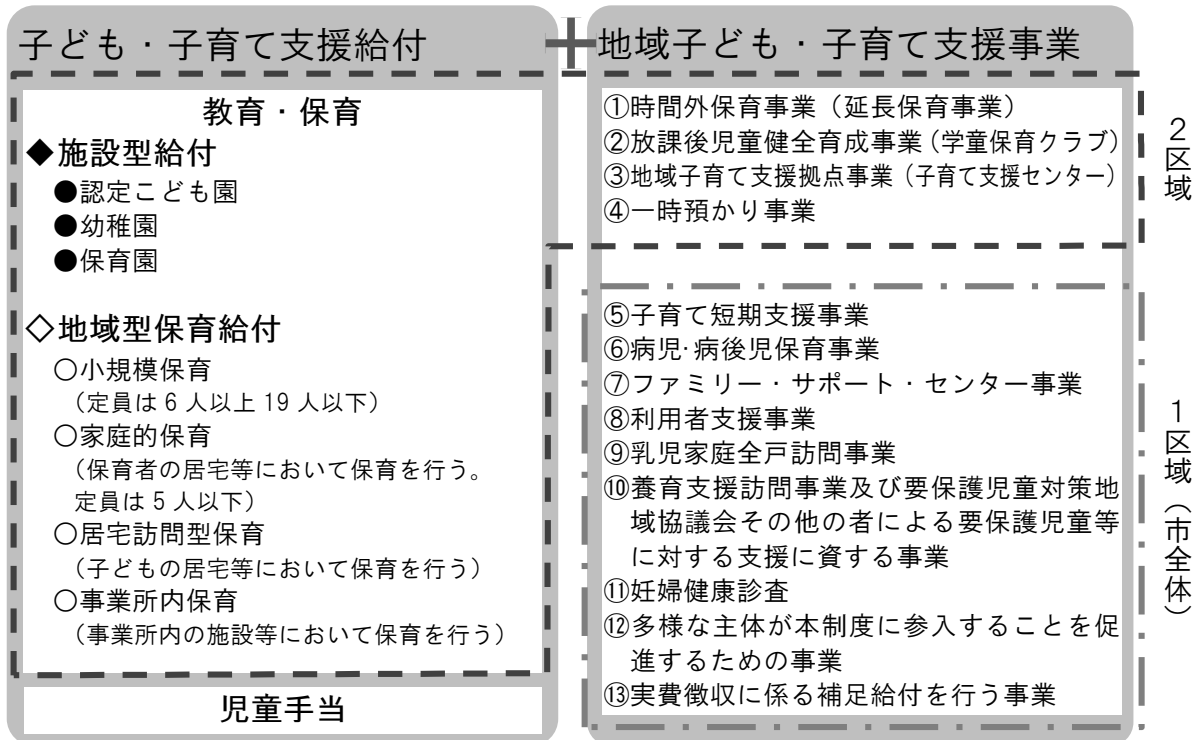
子ども・子育て支援法では、各自治体において「教育・保育提供区域」を設定することが義務づけられています。本市では、各地域の子どもの人口や保育環境の状況を踏まえ、基本的な教育・保育提供区域を下記の2区域に設定します。



参考：行政区ごとの状況（埼玉県町（丁）字別人口調査 平成26年1月1日現在）

	本町	柏町	幸町	館	上宗岡	中宗岡	下宗岡
割合	4.6 %	6.8 %	6.1 %	2.7 %	5.2 %	6.1 %	6.0 %
総人口	15,561 人	13,633 人	10,988 人	8,102 人	8,401 人	10,964 人	5,312 人
0～5歳	712 人	922 人	672 人	222 人	436 人	671 人	321 人

■子育て支援の「給付」と事業の全体像



～～次ページ以降の見方について～～

事業の概要

各事業の概要を示しています。

審議会での意見

量の見込みや提供体制を決める際に児童福祉審議会(地方版子ども・子育て会議)の中でいただいたご意見を要約・抜粋しています。

提供体制・確保策

- ①量の見込みについては、ニーズ調査結果を基に国の示す方法に基づき算出した結果を記載しています。
- ②確保の内容については、量の見込みに対し、市が提供していく数値を記載しています。

第2節 教育・保育の量の見込み及び提供体制

事業の概要

幼稚園や保育園などの学校教育・保育については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分（1号、2号、3号）にそれぞれ認定し実施することとなります。

■認定区分と提供施設

認定区分			利用先
1号認定	教育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で、幼稚園などでの教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上・保育認定	お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由※」に該当し、保育所などでの保育を希望される場合	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満・保育認定	お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由※」に該当し、保育所などでの保育を希望される場合	保育所 認定こども園 地域型保育

※保育の必要な事由

- ・就労
- ・妊娠、出産
- ・保護者の疾病、障がい
- ・同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ・災害復旧
- ・求職活動
- ・就学
- ・虐待やDVのおそれがあること
- ・育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ・その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

審議会での意見



- ・最近はや育休・育休制度が充実しているところが多く、0～2歳のニーズが結構高いのでは。
- ・見込み量が減った場合や増えた場合にするのか、多少柔軟に、どの程度の幅なら何とかできる、というところも含めた量の見込みで出していただきたい。

提供体制・確保策

(1) 志木区域

平成27年度時点の定員数では、1,748名（保育園10か所、幼稚園5か所）の提供体制があります。

今後は幼稚園の保育参入による量の見込みに対する提供体制の確保に努めます。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)		平成 26 年 4 月実績				平成 27 年度				平成 28 年度			
		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
		(教育のみ)	(保育の必要性あり)			(教育のみ)	(保育の必要性あり)			(教育のみ)	(保育の必要性あり)		
		3・5 歳		0 歳	1・2 歳	3・5 歳		0 歳	1・2 歳	3・5 歳		0 歳	1・2 歳
①量の見込み (必要利用定員総数)						889	308	106	359	908	314	103	339
②確保の内容	認定こども園 幼稚園 保育園	1,060	362	70	231	1,060	362	74	252	1,060	391	92	324
	地域型保育事業			103				20	69			12	36
②－①						171	54	－12	－38	152	77	1	21

(単位：人)		平成 29 年度				平成 30 年度				平成 31 年度			
		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
		(教育のみ)	(保育の必要性あり)			(教育のみ)	(保育の必要性あり)			(教育のみ)	(保育の必要性あり)		
		3・5 歳		0 歳	1・2 歳	3・5 歳		0 歳	1・2 歳	3・5 歳		0 歳	1・2 歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		846	307	93	313	882	305	101	332	850	294	98	327
②確保の内容	認定こども園 幼稚園 保育園	1,060	391	92	324	1,060	391	92	324	1,060	334	86	298
	地域型保育事業			12	36			12	36			12	36
②－①		214	84	11	47	178	86	3	28	210	40	0	7

(2) 宗岡区域

平成 27 年度時点の定員数では、1,005 名（保育園 5 か所、幼稚園 2 か所）の提供体制があります。

今後は幼稚園の保育参入による量の見込みに対する提供体制の確保に努めます。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)		平成 26 年 4 月実績				平成 27 年度				平成 28 年度			
		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
		(教育のみ)	(保育の必要性あり)			(教育のみ)	(保育の必要性あり)			(教育のみ)	(保育の必要性あり)		
		3・5 歳		0 歳	1・2 歳	3・5 歳		0 歳	1・2 歳	3・5 歳		0 歳	1・2 歳
①量の見込み (必要利用定員総数)						495	195	45	151	506	200	44	142
②確保の内容	認定こども園 幼稚園 保育園	590	230	39	131	590	230	42	143	610	230	45	159
	地域型保育事業				0			0	0			0	0
②－①						95	35	-3	-8	104	30	1	17

(単位：人)		平成 29 年度				平成 30 年度				平成 31 年度			
		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
		(教育のみ)	(保育の必要性あり)			(教育のみ)	(保育の必要性あり)			(教育のみ)	(保育の必要性あり)		
		3・5 歳		0 歳	1・2 歳	3・5 歳		0 歳	1・2 歳	3・5 歳		0 歳	1・2 歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		491	194	41	141	473	187	42	137	450	178	40	136
②確保の内容	認定こども園 幼稚園 保育園	610	230	45	159	610	230	45	159	610	230	46	158
	地域型保育事業			0	0			0	0			0	0
②－①		119	36	4	18	137	43	3	22	160	52	6	22

【参考】市全体

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)		平成 26 年 4 月実績				平成 27 年度				平成 28 年度			
		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
		(教育のみ)	(保育の必要性あり)			(教育のみ)	(保育の必要性あり)			(教育のみ)	(保育の必要性あり)		
		3・5 歳		0 歳	1・2 歳	3・5 歳		0 歳	1・2 歳	3・5 歳		0 歳	1・2 歳
①量の見込み (必要利用定員総数)						1,384	503	151	510	1,414	514	147	481
②確保の内容	認定こども園 幼稚園 保育園	1,650	592	109	362	1,650	592	116	395	1,670	621	137	483
	地域型保育事業			103				20	69			12	36
②－①						266	89	－15	－46	256	107	2	38

(単位：人)		平成 29 年度				平成 30 年度				平成 31 年度			
		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
		(教育のみ)	(保育の必要性あり)			(教育のみ)	(保育の必要性あり)			(教育のみ)	(保育の必要性あり)		
		3・5 歳		0 歳	1・2 歳	3・5 歳		0 歳	1・2 歳	3・5 歳		0 歳	1・2 歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		1,337	501	134	454	1,355	492	143	469	1,300	472	138	463
②確保の内容	認定こども園 幼稚園 保育園	1,670	621	137	483	1,670	621	137	483	1,670	564	132	456
	地域型保育事業			12	36			12	36			12	36
②－①		333	120	15	65	315	129	6	50	370	92	6	29



いろは保育園・いろは子育て支援センター

第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制

1 時間外保育事業（延長保育事業）

事業の概要

保育の認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、保育園などにおいて保育を実施する事業です。

審議会での意見



- ・ニーズはもちろんあると思うが、親の都合だけではなく、両親からの愛をどれだけ受けられるかと考えると単純に時間を長くして良いのか。子どもの立場を考えないといけない。
- ・子どもの人権や成長過程も確保するという視点も重要で、お金を払ってでも仕方なく預けるという親の気持ちによる「有料」というのは結構大きい。

提供体制・確保策

（1）志木区域

延長保育事業は、平成26年度現在、10園の保育園で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（単位：人）	平成25年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	212	222	219	213	208	200
②確保の内容		222	219	213	208	200
②－①		0	0	0	0	0

（2）宗岡区域

延長保育事業は、平成26年度現在、5園の保育園で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（単位：人）	平成25年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	119	125	124	121	117	113
②確保の内容		125	124	121	117	113
②－①		0	0	0	0	0

【参考】市全体

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	331	347	343	334	325	313
②確保の内容		347	343	334	325	313
②－①		0	0	0	0	0



いろは保育園

2 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）

事業の概要

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室などを利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

審議会での意見



- ・長期の休みに居場所がないということが不安。高学年に関しては長期休暇のときだけでも受け入れ体制があると相当違うと思う。
- ・自我ができて自己主張ができる高学年は、子ども自身が来たがらない。
- ・短時間勤務制度は3年生で終わる所が多く、4年生が一番不安に思っているお母さんが多い。5、6年生なら習い事にも一人で行けるが、4年生までは、誰かと過ごしてほしいと思う。

提供体制・確保策

（1）志木区域

放課後児童健全育成事業は、平成 26 年度現在、区域内全 4 小学校で実施しています。平成 27 年度から新たに高学年の受け入れを実施するため、学童保育クラブの拡張をするなど、量の見込みに対する提供体制を整備します。なお、高学年の受け入れに際しては、長期休暇中のみの利用も可能となるよう体制の検討を行います。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)		平成 26 年 4 月 1 日現在	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
低学年	①量の見込み	247	205	207	211	214	218
	②確保の内容		206	231	231	231	231
	②－①		1	24	20	17	13
高学年	①量の見込み	1	60	60	62	62	63
	②確保の内容		60	65	65	65	65
	②－①		0	5	3	3	2

(2) 宗岡区域

放課後児童健全育成事業は、平成 26 年度現在、区域内全 4 小学校で実施しています。新たに高学年の受け入れを平成 27 年度から実施し、量の見込みに対する提供体制を整備します。なお、高学年の受け入れに際しては、長期休暇中のみの利用も可能となるよう検討を行います。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)		平成 26 年 4 月 1 日現在	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
低学年	①量の見込み	164	136	137	141	142	145
	②確保の内容		166	166	166	166	166
	②－①		30	29	25	24	21
高学年	①量の見込み	2	40	40	41	42	42
	②確保の内容		55	55	55	55	55
	②－①		15	15	14	13	13

【参考】市全体

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)		平成 26 年 4 月 1 日現在	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
低学年	①量の見込み	411	341	344	352	356	363
	②確保の内容		372	397	397	397	397
	②－①		31	53	45	41	34
高学年	①量の見込み	3	100	100	103	104	105
	②確保の内容		115	120	120	120	120
	②－①		15	20	17	16	15

3 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

審議会での意見



- ・利用していないが、今後使ってみたいと思っている0歳児の保護者がすごく多いと思った。
- ・近隣市もサービスがたくさん整ってきており、情報量の多い中で、場所というよりも中身の質によって、保護者も賢く選んで行っているようだ。
- ・極端な話、雨が降れば0人、天気良ければ10人ということもあって、ばらつきがある。このくらい多めにニーズ計算をしておけば、まず大丈夫だろう。

提供体制・確保策

（1）志木区域

地域子育て支援拠点事業については、平成26年度現在、3か所で実施していますが、今後、民間保育園での新たな開設を促すなど、量の見込みに対する提供体制を整備します。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（単位：人回/月）	平成25年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	2,729	3,783	3,596	3,523	3,459	3,394
②確保の内容		3,783	3,596	3,523	3,459	3,394
箇所数	3	4	4	4	4	4
②－①		0	0	0	0	0

（2）宗岡区域

地域子育て支援拠点事業については、平成26年度現在、1か所で実施していますが、今後、民間保育園での新たな開設を促すなど、量の見込みに対する提供体制を整備します。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（単位：人回/月）	平成25年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1,227	1,942	1,846	1,809	1,775	1,743
②確保の内容		1,942	1,846	1,809	1,775	1,743
箇所数	1	2	2	2	2	2
②－①		0	0	0	0	0

【参考】市全体

◇量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人回/月)	平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	3,956	5,725	5,442	5,332	5,234	5,137
②確保の内容		5,725	5,442	5,332	5,234	5,137
箇所数	4	6	6	6	6	6
②ー①		0	0	0	0	0



西原子育て支援センター

4 一時預かり事業

事業の概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園などの場所で、一時的に預かる事業です。

審議会での意見



- ・小学校の行事などと重なると、利用者が一気に増えるなど、時期によってばらつきがある。
- ・リフレッシュ利用は少ないようだ。

提供体制・確保策

(1) 志木区域

幼稚園における一時預かり事業は、平成 26 年度現在、5 園の幼稚園で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。また、その他の一時預かり事業は、今後民間保育園での開設を促していきます。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

（単位：人日/年）	平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	24,221	25,070	25,603	24,868	23,968	22,801
②確保の内容		25,070	25,603	24,868	23,968	22,801
②－①		0	0	0	0	0

②その他

（単位：人日/年）	平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,895	1,868	1,844	1,798	1,748	1,688
②確保の内容		1,868	1,844	1,798	1,748	1,688
②－①		0	0	0	0	0

(2) 宗岡区域

幼稚園における一時預かり事業は、平成 26 年度現在、2園の幼稚園で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。また、その他の一時預かり事業は、今後民間保育園での開設を促していきます。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

（単位：人日/年）	平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	7,430	7,691	7,854	7,628	7,352	6,994
②確保の内容		7,691	7,854	7,628	7,352	6,994
②－①		0	0	0	0	0

②その他

（単位：人日/年）	平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,028	1,013	1,000	976	948	915
②確保の内容		1,013	1,000	976	948	915
②－①		0	0	0	0	0

【参考】市全体

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

（単位：人日/年）	平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	31,651	32,761	33,457	32,496	31,320	29,795
②確保の内容		32,761	33,457	32,496	31,320	29,795
②－①		0	0	0	0	0

②その他

（単位：人日/年）	平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2,923	2,881	2,844	2,774	2,696	2,603
②確保の内容		2,881	2,844	2,774	2,696	2,603
②－①		0	0	0	0	0

5 子育て短期支援事業

事業の概要

保護者の疾病などの理由により家庭における養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において、養育・保護を行う事業です。

審議会での意見



- ・ニーズは少なくともあるのではないかな。
- ・ニーズ調査によると、小学1年生でも子どものみの留守番がいるようなので、「困ったときに市役所に電話してください。」というアナウンスや事業の周知も必要なのでは。

提供体制・確保策

子育て短期支援事業については、現状で本市単独での施設整備が難しいことから、緊急サポートセンター事業での対応を行うものとします。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日/年)	平成25年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		62	61	60	58	56
②確保の内容		62	61	60	58	56
②－①		0	0	0	0	0

6 病児・病後児保育事業

事業の概要

発熱などの急な病気となった児童（病児）や病気回復期の児童（病後児）について、病院・保育園などに付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育を行う事業です。

また、病後児保育は、病気の回復期で集団保育が困難であり、保護者の仕事などの事情で家庭における保育が困難な時に、一時的に保育を行う事業です。

審議会での意見



- ・病児保育は特に需要が高いと思う。学級閉鎖はいきなりやってくるので緊急性が高い。前日の夕方くらいに知っても、祖父母が遠方に住んでいたら、もう頼めないのが大変。
- ・希望はあっても実際に利用するかどうかなので、ニーズ調査結果の生の数字は多すぎると思う。
- ・病気の子を預けるには専門の知識を持ったスタッフがいないと不安だが、医師や看護師を置くとすると負担が大きすぎるから、整備も難しいのでは。

提供体制・確保策

病児保育事業は、緊急サポートセンター事業での対応を行うものとします。また、病後児保育事業は、民間保育園で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（単位：人日／年）	平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	42	73	72	71	69	66
②確保の内容		73	72	71	69	66
②－①		0	0	0	0	0

7 ファミリー・サポート・センター事業

事業の概要

育児の援助を受けたいお願い会員（生後6か月以上小学校6年生までのお子さんの保護者）と、育児の援助を行うまかせて会員との会員組織で、会員の相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

審議会での意見



- ・有料であり、また前もって登録する必要があるので、敷居が高いのでは。
- ・高学年になると、放課後の過ごし方としておけいこ事なども選択肢に入ってくるので、ファミリー・サポート・センターを使うニーズは、あまり高くないのでは。

提供体制・確保策

ファミリー・サポート・センター事業については、平成 25 年度現在、1 か所で実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況です。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日/週)		平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
低学年	①量の見込み	39	41	41	42	43	43
	②確保の内容		41	41	42	43	43
	②－①		0	0	0	0	0
高学年	①量の見込み	1	1	1	1	1	1
	②確保の内容		1	1	1	1	1
	②－①		0	0	0	0	0

8 利用者支援事業

事業の概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

提供体制・確保策

利用者支援事業については、1か所を整備し、利用者の利便性を高めていきます。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：か所)	平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0	1	1	1	1	1
②確保の内容		1	1	1	1	1

9 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

事業の概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を母子保健推進員や助産師などが訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

提供体制・確保策

乳児家庭全戸訪問事業については、今後も対象となる乳児のいるすべての家庭を訪問していきます。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	635	551	542	532	523	511
②確保の内容		551	542	532	523	511
②－①		0	0	0	0	0

10 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による 要保護児童等に対する支援に資する事業

事業の概要

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童などに対する支援に資する事業は、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

提供体制・確保策

養育支援訪問事業については、必要な家庭に対して実施していきます。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（単位：人）	平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1	4	4	4	4	4
②確保の内容		4	4	4	4	4
②－①		0	0	0	0	0

また、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関と連携を強化し要保護児童対策地域協議会の機能を充実していくとともに、児童虐待ホットラインなどの相談体制の充実を図ります。

11 妊婦健康診査

事業の概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

提供体制・確保策

妊婦健康診査については、最大 14 回の公費助成を実施し、妊婦の健康管理の向上に努めます。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	673	652	650	649	645	639
②確保の内容		652	650	649	645	639
②－①		0	0	0	0	0



12 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業の概要

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置又は運営を促進するための事業です。

※「特定教育・保育施設」とは、市が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設のこと

提供体制・確保策

市では現在も株式会社などを含む多様な主体による事業展開を図っており、今後も同様に促進していきます。

13 実費徴収に係る補足給付を行う事業

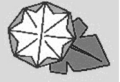
事業の概要

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用などを助成する事業です。

提供体制・確保策

保護者の世帯所得の状況などを勘案しながら、保育の充実に努めていきます。

第5章 基本施策の展開



第1節 子育て支援サービスに関すること

1 子育て交流機会の充実

不安や悩みを抱えて子育て家庭が孤立することがないように、公立保育園で実施するあそぼう会や子育て支援センターでの取り組みなど、身近な地域における、子育て中の親子同士の交流機会を提供するとともに、子育て支援の連携拠点を築いていきます。

主な関連事業

1 保育園における子育て事業の充実（子育て支援課）

内容 在宅子育て家庭を支援するために、保育園で実施している「あそぼう会」などを継続し、身近な相談の場、交流の場としての機能を充実します。

2 子育て支援センターの整備・充実（子育て支援センター）

内容 子育てに関する相談や情報提供、交流機会の提供、講座の実施など、子育て支援を充実します。



子育て支援センター

子育て支援センターは、子育て中の家族が遊んだり、話をしたりするところです。平成26年度は市内に3か所の子育て支援センターがあり、それぞれ、次のような取り組みを行っています。



●あそびの広場

就学前のお子さんと保護者が自由に遊んだり、おしゃべりを楽しむことができます。また、みんなで手遊びなどを楽しむ時間もあります。

●相談

子どもを遊ばせながら、保育士・看護師などに、子育てに関すること、健康に関すること、親自身のことなど、気軽に相談できます。

2 相談体制の充実

子育ての不安や悩みを相談できるよう、子どもと家庭の相談室や教育サポートセンターの相談など、様々な場面で多様な相談機会を設け、子どもや家庭に関わるあらゆる相談に応じます。

主な関連事業

- 1 子どもと家庭の相談室における相談（子育て支援課）
内容 子どもと家庭に関わるあらゆる相談に応じ、子育て支援を推進します。
- 2 子育て支援センターにおける相談（子育て支援センター）
内容 乳幼児に関わるあらゆる相談に応じます。
- 3 健康相談（健康増進センター）
内容 子どもの健康や食事などの相談に保健師や管理栄養士が応じます。
- 4 小児科医師、臨床心理士による相談（子育て支援センター）
内容 子どもの健康面や発育・発達、関わり方などの相談と支援を実施します。
- 5 （仮称）子育てコーディネーターの配置（子育て支援課）
内容 情報提供事業、相談事業など、それぞれの子育て家庭に寄り添った支援をコーディネートします。
- 6 教育相談（教育サポートセンター）
内容 教育上、養育上の問題や悩み事の相談に臨床心理士など専門の相談員が親身で適切なアドバイス、カウンセリングなどを行い、悩みの解決や不登校などの早期発見・早期対応を図ります。
- 7 市内各中学校内相談員の配置（教育サポートセンター）
内容 相談員を市内各中学校に配置し、教育サポートセンターの相談員との連携強化を図りながら、不登校などの早期発見・早期対応を目指し、教育相談活動を行います。
- 8 小学校スクールカウンセラーの派遣（教育サポートセンター）
内容 市内各小学校に臨床心理士の資格などを持つカウンセラー（相談員）を週1回派遣し、教員や保護者の教育相談に応じます。
- 9 女性相談（人権推進室）
内容 ドメスティック・バイオレンスや子育てに関する不安など、女性の悩み全般への支援を実施します。



子どもと家庭の相談室

子どもと家庭の相談室は、言葉や発達に心配がある、生活習慣、性格、学校や幼稚園に行きたがらないなど、子育てや子どもに関するあらゆる相談に応じます。



教育サポートセンター

教育サポートセンターは、子どもの養育上・教育上の悩みなどについてサポートする教育相談機関です。

臨床心理士や言語聴覚士など専門の相談員が面接や電話での相談に応じています。

また、市内各中学校内相談室に相談員を配置するとともに、各小学校に週1回スクールカウンセラーを派遣しています。



（仮称）子育てコーディネーター

平成27年度より、新たに利用者支援事業として、保育園や幼稚園、その他の子育て支援に関するサービスの情報提供や相談・助言などを行います。

3 情報提供の充実

子育てガイドブックを作成し、子育てサービスや制度の内容に関する総合的な子育て情報を提供します。また、ホームページ上の“e子育てQ&A”や、各種事業を通じて情報を発信します。

主な関連事業

1 子育て情報ガイドブック作成（子育て支援課）

内容 子育てサービスや制度の内容に関する総合的な子育て情報を提供します。

2 子育てに関する情報提供（教育サポートセンター、健康増進センター）

内容 ホームページ上の“e子育てQ&A”の公開や、乳幼児健診など各事業実施時などに子育てに関する情報を発信します。



子育てガイドブック

子育てガイドブックは、「こんな時、どうするんだろう?」と迷った時など、子育ての参考にできるよう、子育てサービスや制度の内容に関する総合的な子育て情報を提供しているものです。



e子育てQ&A

e子育てQ&Aは、教育サポートセンターが市ホームページ上で公開している教育相談の入門編として、「子どもの行動をどのように理解したらよいのだろう」、「子どもの発達が気になるけど」など、子育てや教育上の悩みについてQ&A形式で答えるものです。



4 経済的支援の充実

誰もが安心して子育てができるように、医療費の助成や児童手当の支給などにより、子育て家庭への経済的支援を充実します。また、母子家庭や父子家庭などのひとり親家庭に対しても各種経済的支援を行い、生活の安定と自立を支援します。

主な関連事業

1 子ども医療費助成事業（子育て支援課）

内容 医療費を助成することにより、子育て家庭の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちの保健向上を図ります。

2 児童手当（子育て支援課）

内容 0歳から中学生までの子どもを対象に、所得や子どもの年齢などに応じ支給します。

3 ひとり親家庭等医療費支給制度（子育て支援課）

内容 ひとり親家庭などの医療費を助成し、生活の安定と自立を支援します。

4 児童扶養手当制度（子育て支援課）

内容 母子・父子家庭などの生活の安定と自立を促進し、子どもの福祉の増進を図ります。

5 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度（子育て支援課）

内容 母子（寡婦）家庭の母親・父子家庭の父親が、経済的に自立し、安定した生活を送るために、必要な資金を貸し付けします。

6 ひとり親家庭児童就学支度金支給制度（子育て支援課）

内容 所得に応じ母子及び父子家庭の児童が中学校に入学するときに支度金を支給します。



子ども医療費などの窓口払い不要の地域拡大

子ども医療費（乳幼児、児童・生徒）、ひとり親家庭等医療費は、朝霞地区4市※1の医療機関などで受診する際に、健康保険被保険者証と各受給資格者証をあわせて提示することで、健康保険診療分※2の窓口での現金による支払いが不要となっています。

さらに、平成25年12月の受診分から、富士見市・ふじみ野市・三芳町の2市1町の医療機関が加わりました。

※1 朝霞地区4市・・・朝霞市・和光市・新座市・志木市

※2 健康保険診療分・・・入院及び21,000円未満に限る

5 道路等の整備・交通安全の推進

子どもや子ども連れの家族が安全に外出できるように、道路や交通環境、公園などの整備を図るとともに、交通安全教室など、交通安全に対する意識啓発を実施します。

主な関連事業

- 1 道路の整備（道路課）
 - 内容 舗装の打換や道路改良工事、段差やくぼみなど、道路状況が悪化している箇所については、適宜必要な補修を行っていきます。
- 2 道路後退部分の整備（道路課）
 - 内容 緊急車両などの通行をよりスムーズにするため、建築基準法の規定による建築後退用地の購入を行い、道路幅員4mの確保を行っていきます。
- 3 児童公園等の整備（都市計画課）
 - 内容 子ども・高齢者などが使いやすい身近なレクリエーションの場として、整備・充実を図っていきます。
- 4 緑地保全事業（都市計画課）
 - 内容 市内に残された貴重な緑地などについて、「緑の基本計画」に基づき保全を行っていきます。
- 5 交通安全施設整備事業（道路課）
 - 内容 カーブミラーや道路照明灯、路面標示などの交通安全施設について、点検結果に基づき適切な設置、補修を行っていきます。
- 6 交通安全教育（関係各課）
 - 内容 小学1年生の交通安全教室や、小学4年生の自転車安全教室を実施し、事故の危険や交通マナーを学習します。
- 7 交通安全推進事業（生活安全課）
 - 内容 交通安全教育を推進するとともに、交通安全の意識啓発活動を実施します。
- 8 児童センターの充実（子育て支援課）
 - 内容 子どもが安全にのびのびと遊べる場所や機会を充実します。



市内の公園について

市内には、小さな公園、走り回れる公園、水遊びができる公園、子どもたちの好奇心がかきたてられるような公園など、様々な公園があります。各公園の詳細については、子育てガイドブックや市ホームページで公開しています。



館近隣公園



こもれびのこみち
(いろは親水公園)



さくらのこみち(いろは親水公園)

6 防犯活動の推進

子どもを犯罪から守るために、防犯ブザーの配布やふれあい110番の家など子どもが自ら身を守る支援を行うとともに、パトロールなど地域ぐるみの防犯活動を推進します。

主な関連事業

- 1 防犯ブザーの配布（教育総務課）
内容 小学校入学時に防犯ブザーを配布し、児童の安全対策を確保します。
- 2 ふれあい110番の家（学校教育課）
内容 中学校区を中心に、地域で児童・生徒の安全を見守ります。
- 3 児童の安全を確保（教育総務課）
内容 学校巡回パトロール員及び民間委託による警備員を各小学校に配置し、児童の安全を確保します。
- 4 自主防犯意識啓発事業（生活安全課）
内容 犯罪を未然に防ぐためのボランティアによる自主防犯パトロールの向上を図り、安全なまちづくりを推進します。



学校巡回警備

児童が安全に登下校でき、安心して学校生活が送れるように、各小学校に地域のボランティアからなる「学校巡回パトロール員」と民間委託による警備員を配置しています。

主な警備の内容は、登下校時には校門付近に立って安全確認を行い、それ以外の時間帯には学校敷地内の巡回や来校者の確認などを行っています。



防犯パトロール

●各町内会防犯パトロール

「自分たちの地域は、自分たちで守る」という高い防犯意識のもと、各町内会に「自主防犯パトロール隊」が設置され、市民の皆さんによる自主防犯パトロール活動が行われています。

パトロールは、徒歩によるもののほか「青色防犯パトロール隊」を結成し、安心・安全なまちを目指して「見せる防犯」活動を行っています。

●市職員防犯パトロール

青色回転灯を装備した白黒の車両で、市内全域をパトロールしています。



第2節 健康・障がいに関すること

1 妊娠・出産時の支援

妊娠期の心身の健康維持のために、母子健康手帳の交付や、妊婦健康診査への助成、母子保健推進員による声掛け訪問などを推進するとともに、初めて父母になる人を対象として、妊娠・出産・子育てに関する教室を実施し、必要な知識の普及に努めます。

主な関連事業

- 1 母子健康手帳交付（健康増進センター）
内容 健康増進センター・市役所総合窓口課・各駅前出張所にて妊娠届のあった人に母子健康手帳を交付します。
- 2 パパママ学級（健康増進センター）
内容 初めて父母になる人を対象に、妊娠・出産・子育てに関する教室を実施します。
- 3 妊産婦訪問指導（健康増進センター）
内容 母子保健推進員による声掛け訪問及びハイリスク妊婦への保健師による訪問指導を実施します。



母子健康手帳

妊娠届を提出すると、母子の健康を記録する母子健康手帳が交付されます。受付は、総合窓口課、柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、健康増進センターの窓口で行っています。



パパママ学級

出産後、ゆとりをもって育児に臨めるように、親になる前に、出産や育児について学ぶ講座を開催しています。内容は、妊娠中の栄養と調理実習、歯科衛生、お産の流れ、赤ちゃんのお風呂、妊婦体験などを実施しています。

2 母子の健康管理

母子共に健康でいられるように、保健師や母子保健推進員による健康相談や、助産師・保健師などによる赤ちゃんのいる家庭への訪問指導など健康管理の支援を行います。また、予防接種や各月齢に合わせた健康診査の受診を促進します。

主な関連事業

- 1 乳幼児健康相談・乳幼児電話健康相談（健康増進センター）
内容 市内子育て支援センターにて保健師による健康相談を実施します。
- 2 ぴあたいむ（健康増進センター）
内容 子育てなどにストレスを抱えがちな母親を対象にしたグループワークを行います。
- 3 乳幼児地区健康相談（健康増進センター）
内容 母子保健推進員と協力し、町内会館など各地区に出向き健康相談を実施します。
- 4 母子訪問指導（健康増進センター）
内容 乳幼児のいる家庭への訪問指導を実施します。
- 5 乳幼児健康診査・各種教室（健康増進センター）
内容 各月齢毎に健康診査・相談、月齢に合わせた教室などを実施します。
- 6 各種予防接種の実施（健康増進センター）
内容 予防接種法に基づく定期接種を実施します。



乳幼児健康診査

発育・発達段階に応じて、3か月、9か月、1歳6か月、3歳児の健康診査を実施しています。また、月齢に合わせた相談や教室なども実施しています。



予防接種

「BCG」「四種混合」「二種混合」「麻しん風しん混合」「日本脳炎」「ヒブワクチン」「小児用肺炎球菌ワクチン」「子宮頸がん予防ワクチン」「水痘」など、定期予防接種を実施しています。

3 食育の推進

子どもの健全な心身と豊かな人間性を育む基礎となる「食育」について学習する機会を提供し、家庭における食育を支援します。

主な関連事業

- 1 離乳食教室（健康増進センター）
内容 乳児の発育・発達に合わせ、3段階に分けて教室を開催。幼児食へのスムーズな移行ができるよう、試食や個別相談も実施しています。
- 2 ランチで食育（いろは子育て支援センター）
内容 在宅での子育て家庭を対象とし、保育園の給食を通して食育に関する情報提供や相談を行い、食育を支援します。
- 3 おやこの食育教室（食生活改善推進員協議会・健康増進センター）
内容 小学生と保護者を対象とした、楽しく学べる料理教室です。毎年、夏休みに実施しています。
- 4 小・中学校における食育（学校教育課）
内容 「食」を通して、健康管理をはじめ、食材の流通など多岐にわたり学習します。



ランチで食育

在宅子育て家庭へのサポートとして、保育園の給食試食体験を通し、食育について学ぶ場「ランチで食育」を開催しています。栄養士、保育士の食育講座を実施したり、調理方法や食べさせ方の工夫など保護者へ情報を提供しています。

4 青少年健全育成

青少年の健全育成を促すため、小学生・中学生に向けたこころの健康・自殺予防、薬物乱用防止教室などを開催し啓発を図ります。また、子どもを取り巻く性や暴力などの有害情報に対し、関係機関や地域住民との連携を図り、関係業界に対する自主的措置を働きかけます。

主な関連事業

- 1 思春期に対する保健対策（健康増進センター）
内容 小学生・中学生を対象にした、こころの健康・自殺予防などの事業を実施します。
- 2 子どもを取り巻く有害環境対策（学校教育課、子育て支援課）
内容 薬物乱用防止教室などを開催し、児童・生徒への啓発を図ります。
- 3 非行防止活動（生涯学習課）
内容 非行・薬物乱用防止キャンペーン、青少年育成市民会議の開催事業などへの参加促進、青少年育成環境の向上、青少年育成活動の支援など、非行防止活動を推進します。

5 発育・発達に不安がある子どもへの支援

発育や発達に心配のある子どもがスムーズに生活を送れるように、個別相談や親子教室などを実施します。

主な関連事業

1 児童発達相談センターの設置（子育て支援課）

内容 0歳から18歳未満の発達に遅れ又は心配のある子どもが、スムーズに社会へつながることを目指し、子どもとその家族などに対し、切れ目のない支援を行います。

2 すくすく相談（健康増進センター）

内容 発育や発達に心配のある子どもを対象にした小児科医師による個別相談を実施します。

3 相談体制の確立（福祉課）

内容 相談支援体制の充実を図ります。

4 放課後等デイサービス事業（福祉課）

内容 障がいや発達に遅れのある就学児童の放課後支援体制の充実を図ります。

5 児童発達支援事業（福祉課）

内容 発育や発達が気になる子どもへの療育や育成、訓練などの支援の他、保護者支援による負担の軽減を図ります。

6 うさぎグループ（健康増進センター）

内容 心身障がい児とその保護者のグループ活動を行い、保護者の仲間づくり、情報交換などにより、不安や負担の軽減を図ります。



児童発達相談センターの設置

発達などに心配のある児童とその家族などからの相談に対応するとともに、小児科医師や臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士など専門職による切れ目のない支援を行うことにより、社会へスムーズにつなぐことを目指します。



ひまわり保育（障がい児保育）

市では、豊かな人間性を育むため、ひまわり保育（心身に障がいがある児童と、ない児童とが、ともに成長するように行う集団保育）を、各保育園で状況に応じて実施しています。

6 特別支援教育の充実

障がいなどのある幼児児童生徒やその家族が安心して暮らせるように、様々な福祉サービスを提供するとともに、相談体制を充実します。

主な関連事業

- 1 早期からの就学相談体制の充実（教育サポートセンター・子育て支援課）
内容 市内小学校へ入学予定の年長児がいる幼稚園、保育園などと連携を図りながら、早期からの就学相談の充実を図ります。
- 2 「志木っ子サポートシート」を活用した支援を必要としている児童生徒の把握（教育サポートセンター）
内容 支援を必要としている児童生徒の教育的ニーズを把握し、必要に応じて専門家のチームを派遣します。
- 3 特別支援教育プログラム事業（教育サポートセンター）
内容 発達障がいなどにより特別な支援を必要とする児童生徒に対し、学校生活への適応指導などの支援を行い、社会的自立をサポートします。
- 4 特別支援教育スクールカウンセラー巡回訪問（教育サポートセンター）
内容 臨床発達心理士などが週1回、定期的に小中学校を訪問し、子ども達の行動観察を通して、特別支援学級担任や介助員、教育支援員などと発達相談を行い、専門性の向上を図ります。
- 5 交流教育の充実（学校教育課）
内容 特別支援学級の児童生徒一人ひとりの発達状況などに合わせて、通常学級との交流教育に取り組み、共生社会形成の基礎作りを行います。

特別支援教育とは

「特別支援教育」とは、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障がいのある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。



特別支援教育プログラム事業

通常の学級に在籍する発達障がい（学習障がい・注意欠陥／多動性障がい・高機能自閉症など）がある、または傾向があると思われる子どもに対し、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握して、持てる力を高めるとともに、生活や学習上の困難を改善・軽減して、学校生活への適応及び社会的自立に向けての教育的支援を行います。

第3節 学校教育・社会教育に関すること

1 就学前教育の充実

幼児期の情緒的・知的な発達や社会性を育むため、地域に開かれた特色ある幼稚園の活動を支援するとともに、市内及び近隣市の幼稚園、保育園と市内各小学校との連携を強化し、就学前幼児の発達段階を踏まえた継続教育を進めていきます。

主な関連事業

- 1 一人ひとりの幼児のニーズに応じた支援（教育サポートセンター）
内容 地域に開かれた特色ある幼稚園の活動を支援するとともに、小学校との連携を図り、健やかな子どもの成長に努めます。
- 2 幼・保・小の連携（教育サポートセンター）
内容 市内及び近隣市の幼稚園、保育園と市内各小学校を訪問して、連携を強化し、就学前幼児の発達段階を踏まえた継続教育を進めていきます。

2 学校・家庭・地域社会と連携した教育の充実

未来を担う子どもたちの健やかな成長を促すために、親の学習事業など家庭の教育力を高めるとともに、社会教育関係団体と学校との連携や学校応援団の活用、学校評議員会の充実、地域交流スペースの提供など、地域と連携した教育を充実していきます。

主な関連事業

- 1 子育て憲章（生涯学習課）
内容 地域で子育てをする環境を整え、元気な志木っ子を育むためのまちづくりを推進します。
- 2 家庭の教育力（生涯学習課）
内容 自主的な地域活動や文化活動を展開している団体への活動支援を行い、また、社会教育関係団体や学校が連携し、「親の学習」事業などを行い、家庭の教育力を高めます。
- 3 親の学習（生涯学習課）
内容 埼玉県で作成した「親の学習」プログラム集をもとに、参加型学習の中から子育てのヒントを見つけ、楽しく学習する機会を提供します。
- 4 学校応援団の活用及び学校評議員会の充実（学校教育課）
内容 学校・家庭・地域の連携の充実を図ります。また、評議員から意見をいただき、学校運営の資質向上を目指します。



学校応援団

学校応援団とは、学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織です。

3 魅力ある学校づくり

児童生徒一人ひとりが学ぶ喜びを感じ、生きる力を育むため、本市独自の少人数学級編制である「ハタザクラブラン」や、チューター制度などの魅力ある学校づくりに向けた取り組みを充実します。

主な関連事業

- 1 25人程度学級（ハタザクラブラン）（学校教育課）
内容 児童の発達段階に即した、小学1・2年生の少人数学級の編制を行います。
- 2 28人程度学級（ハタザクラブラン）（学校教育課）
内容 児童の発達段階に即した、小学3年生の少人数学級の編制を行います。
- 3 チューター制度の導入（学校教育課）
内容 ①サマースクール：チューター支援員による「小集団・個別指導」を市内4校の中学校で夏休み中に実施します。
 ②中3チューター制度：チューター支援員による「小集団・個別指導」を市内4校の中学3年生を対象として、放課後に実施します。



ハタザクラブラン

子どもの個性を伸ばし、豊かな人間性を育むためには、教師の目が行き届くよう、生活集団そのものを少人数化し、子どもの多様性に応える教育活動を展開することが大切となります。

本市では、小学1・2・3年生について、40人上限定数を下回る学級編制を実施し、未来を担う志木の子どもたちに、最高の教育プログラムを提供しています。小学1・2年生は29人上限（25人程度学級）、小学3年生は32人上限の少人数で学級編制を行います。

なお、市独自で学級編制を実施する場合、子どもの数にしたがって埼玉県から配置される教員だけでは不足するため、市独自で教員（常勤講師）を選考・採用しています。



チューター学習支援制度

基礎学力を身につけるため、国語・数学・英語などの授業で、つまづいている中学生に、夏休みや放課後を使って少人数で教えるチューター（個別指導支援員）制度を取り入れています。

夏休みは、中学1・2・3年生を対象としたサマースクールを実施しています。また、中学3年生を対象とした個別指導を市内の各中学校で学年の後半、週に1～3回程度、放課後に実施しています。

4 配慮が必要な児童生徒への支援

すべての児童生徒が適切な教育機会を得られるように、不登校の児童生徒や発達障がいなどにより特別な支援を必要とする児童生徒、外国人・帰国児童生徒など、配慮が必要な児童生徒に対する支援をきめ細やかに実施します。

主な関連事業

- 1 適応指導教室（ステップルーム）（教育サポートセンター）
内容 不登校の児童生徒に対する教育相談の一環として、個別または小集団での活動により、集団生活への適応力や自立心を養い、学校復帰ができるよう支援します。
- 2 ホームスタディー制度（教育サポートセンター）
内容 不登校の児童生徒に学習機会を提供し、学校復帰・社会的自立を目指して支援します。
- 3 教育支援員派遣事業（教育サポートセンター）
内容 集団不適應などの児童生徒を抱える通常学級を対象に、日常の円滑な教育活動や集団活動について適切な支援を行います。
- 4 特別支援学級介助員派遣事業（教育サポートセンター）
内容 多動性や集団逸脱など、指導体制に困難さがある子どもの介助及び補助を行います。
- 5 日本語指導員派遣事業（教育サポートセンター）
内容 外国人・帰国児童生徒の日本語習得のために言語補充の援助活動を行います。



適応指導教室（ステップルーム）

学校に通うことが困難な状況にある児童生徒が通う教室です。学校生活への復帰を支援するために、児童生徒の在籍校と連携を取りつつ、個別カウンセリング、集団での活動、教科学習などを行います。ステップルームに通級した場合は、在籍校の出席扱いになります。



ホームスタディー制度

欠席の状態にある児童生徒に、学習を学校以外の場でも保障するため、保護者・学校と連携し、一人ひとりの状況に合わせて、学校復帰・社会的自立を目指して支援します。なお、ホームスタディーで学習した場合は、在籍校の出席扱いになります。

5 放課後の活動支援（放課後子ども総合プラン）

すべての就学児童が放課後などを安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学童保育クラブや放課後子ども教室などの取り組みをいっそう充実していきます。

主な関連事業

1 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）（子育て支援課）

内容 保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室などを利用して適切な遊び及び生活の場を提供しています。

2 放課後子ども教室（生涯学習課）

内容 子どもたちの安心・安全な活動拠点（居場所）を設け、学習や体験・交流活動を提供しています。

◇平成31年度までの整備計画

		平成26年 4月1日現在	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
学童保育クラブ	低学年（人）	411	372	397	397	397	397
	高学年（人）	3	115	120	120	120	120
	合計（か所）	8	8	8	8	8	8
放課後子ども教室（巡回型を含む） （か所）		8	8	8	8	8	8
一体型の学童保育クラブ及び 放課後子ども教室（か所）		0	1	1	2	2	2

○学童保育クラブ及び放課後子ども教室に通う児童同士の交流ができるような仕組みなど、健康福祉部と教育委員会が共に連携を深めながら、放課後の活動支援を実施していきます。また、すべての児童の安心・安全な居場所の確保に向けて、学童保育クラブ及び放課後子ども教室を一体型とした同一の活動プログラムに参加ができる体制について、運営委員会の設置などを含め、今後検討を進めていきます。

○現在市内8か所の小学校において、小学校の余裕教室などを活用した学童保育クラブ及び放課後子ども教室を実施しており、今後も地域の特性に応じて活用を進めていくとともに、体育館、校庭など放課後の時間帯についても有効活用ができるよう検討していきます。

第4節 仕事と家庭の両立に関すること

1 男女共同参画についての意識啓発

男性も女性も自分らしく、共に生活し、共に仕事をする仲間として、互いに思いやり支え合えるように、広報紙に男女共同参画情報コーナー“SeeSaw”を設けるなど、様々な啓発を行うとともに、お父さん参加事業など父親の育児参加を促進します。

主な関連事業

1 家庭科の授業の充実（学校教育課）

内容 男女が共に学ぶ家庭科の授業を通して、家庭のあり方や家族の人間関係などに関する指導の充実を図り、男女共同参画に対する意識を高めます。

2 男女共同参画情報コーナー“SeeSaw”などによる啓発活動（人権推進室）

内容 男女共同参画の考え方、家庭において男女が共同して家事や育児を行うことの大切さについて普及・啓発を図ります。

3 男女共同参画社会推進事業（人権推進室）

内容 啓発事業など、男女共同参画推進事業を実施し、市民意識の醸成を図ります。

4 お父さん参加事業（子育て支援センター）

内容 親子のふれあい遊びや制作、季節行事などを実施し、父親の育児参加を促進します。



男女共同参画情報コーナー“SeeSaw”

男女共同参画の考え方、家庭において男女が共同して家事や育児を行うことの大切さについて普及・啓発を図るため、広報紙に男女共同参画情報コーナー“SeeSaw”を設け、男女共同参画に関する情報を提供しています。



2 就業環境の整備

男女が共に能力を発揮して働くことができるよう、仕事と生活の調和についての意識や、介護・育児休業制度などの周知を図ります。また、ひとり親家庭において、就職に有利となるような資格の取得や講座の受講の費用の一部を支給し、就業支援を行います。

主な関連事業

- 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）意識の啓発（産業観光課、人権推進室、子育て支援課）
内容 仕事と生活の調和意識啓発の取り組みを推進します。
- 2 育児休業制度の普及・啓発（産業観光課）
内容 仕事をしながら子育てをする家庭を支援するため、介護・育児休業制度などの周知を図り、雇用主に対し普及・啓発に努めます。
- 3 自立支援教育訓練給付金（子育て支援課）
内容 ひとり親家庭が、希望する職種に就くために有利となるような市が指定する講座を受講した場合、講座終了後に費用の一部を支給します。
- 4 高等技能訓練促進給付金（子育て支援課）
内容 ひとり親家庭が、就職に有利となるような市が定める資格を取得するため、修業期間が2年以上の養成機関において一定の課程を修業し、かつ当該対象資格の取得が見込まれる場合に給付金を支給します。

3 事業主への就業環境の整備促進

仕事と子育てが両立できる就業環境が整備されるよう、事業主へ情報提供を行い、また一般事業主行動計画の策定などの取り組みを働きかけます。

主な関連事業

- 1 事業主へ情報の周知（産業観光課）
内容 事業主に対し母性保護規定の周知を図り、就労時間の短縮やフレックスタイム制等の普及、啓発に努めます。
- 2 一般事業主行動計画の策定（産業観光課）
内容 一般事業主行動計画の策定を呼びかけるとともに、推進に向けて支援をします。



第5節 地域との連携（市民力）に関すること

1 地域の活動団体との協働

地域ぐるみで子育てができるよう、子ども会や母子保健推進員（愛育班員）活動、食生活改善推進員協議会活動など、地域の団体の活動を支援します。

主な関連事業

- 1 子ども会等の活動の促進（生涯学習課）
内容 地域活動を促進し、地域の子育て支援活動の活性化を図ります。
- 2 母子保健推進員連絡協議会活動（健康増進センター）
内容 地区健康相談や子育て交流会などを実施、健康増進センターなどでの事業協力を行います。
- 3 食生活改善推進員協議会活動（健康増進センター）
内容 およこの食育教室の開催、離乳食教室への協力を行います。
- 4 図書館事業のボランティア（図書館・公民館）
内容 読み聞かせ、おはなし会など、図書館事業へのボランティアの参加を促進します。
- 5 子育てサークル活動への相談や情報の提供（子育て支援センター、健康増進センター、児童センター）
内容 親同士が相互に交流する中で、子どもの遊びや発達を促す活動を行う子育てサークルへ活動の相談や情報の提供などの支援を強化します。
- 6 民生委員・児童委員、主任児童委員（福祉課）
内容 子育て家庭に関する相談・援助活動を推進します。
- 7 たんぽぽサービス（社会福祉協議会）
内容 地域支え合いの精神に基づき援助を行います。
- 8 「地区まちづくり会議」活動（地域推進室）
内容 市内7地区ごとに、地区住民及び地区担当職員によって構成する会議を設置し、まちづくりの推進のための課題を共有するとともに、課題の解決を図ります。



母子保健推進員連絡協議会

母子保健推進員（愛育班員）は、各町内会長より推薦され、市長の委嘱を受けて、妊婦さんや子育て中のお母さんを支援するとともに、乳幼児の健やかな成長を守るため、各地区で様々な活動をしています。

また、健康増進センターで行われる研修会などに参加して健康づくりのための知識を得るなど、健康増進センターと子育て中の家庭のパイプ役として、みなさんの身近な相談相手になれるよう努めています。



食生活改善推進員協議会

「私たちの健康は私たちの手で」を合い言葉に、離乳食教室での試食作りのほか、幅広い市民を対象にした料理教室の開催や、ふれあい健康交流会での料理づくりなど地域に密着した食育推進活動を行っています。

2 地域の交流促進

子どもや子育て家庭が地域の中でつながりを持てるよう、三世代・子育て支援交流会や子育て支援センターにおけるボランティアの促進など、地域の中の交流を促進していきます。

主な関連事業

- 1 世代間交流事業（子育て支援課）
内容 ふれあい館「もくせい」において、「交流児童センター」及び「さんまあるカフェ」を展開し、多世代の交流を促進します。
- 2 三世代・子育て支援交流会（健康増進センター）
内容 母子保健推進員と協力し各地区において三世代・子育て支援交流会を実施します。
- 3 子育て支援センター事業のボランティア（子育て支援センター）
内容 読み聞かせ、ミニシアター、おはなしなどあそびの広場内のボランティアの参加を促進します。
- 4 講座・研修会時における託児サービス（子育て支援課）
内容 保育スタッフを充実し、講座・講習会などにおける託児サービスを推進します。
- 5 親子で参加できる講座の開催（公民館）
内容 身近な地域において、親子で参加できる教室やイベントを行います。
- 6 ラッコくらぶ、赤ちゃん広場、赤ちゃん集まれ、子育て講座など（公民館）
内容 身近な地域において、子育て家庭の仲間づくりや子育てを考える場を提供します。
- 7 親子で遊ぼう（児童センター）
内容 地域の中で子育て家庭の交流や仲間づくりを支援するために、親子でできる事業を推進します。



子育て支援センターでのボランティア

子育て支援センターにおいて、読み聞かせ、ミニシアター、おはなしなどあそびの広場内のボランティアを募っています。



多世代交流カフェ

3 多様な体験機会の創出

子どもの心身の成長を支援するために、しき子ども郷土かるた大会やいろは子ども文化賞などの郷土愛を育む取り組みや、環境講座や小学校の体育館・グラウンドの開放など、地域で多様な体験ができる機会を提供します。

主な関連事業

- 1 しき子ども郷土かるた大会の開催（生涯学習課）
内容 子どもたちが楽しみながら歴史や文化を学ぶ場を通し、郷土の歴史や風土に対する愛着を育みます。
- 2 いろは子ども文化賞（学校教育課）
内容 志木の子ども達の郷土愛を育みます。
- 3 環境講座の開催（環境推進課）
内容 地域の自然環境を理解し、保護・保全に努めます。
- 4 スポーツ振興委託事業・学校施設開放事業（生涯学習課）
内容 各種市民大会を実施するとともに、市内小学校の体育館・グラウンドを開放しスポーツ・レクリエーション活動を促進します。
- 5 社会教育・生涯学習推進（公民館）
内容 子育て支援事業や青少年教育事業を行い「子どもは地域で守り育てる」環境を充実します。
- 6 図書館資料の充実・整備（図書館）
内容 子どもの読書習慣の形成・継続や学ぶ意欲を支える蔵書の充実、大人への啓発講座を開催します。



しき子ども郷土かるた大会

平成5年に市内小中学校の児童生徒から募集し発刊した「しき郷土かるた」を用いて、子どもたちが楽しみながら歴史や文化を学ぶ場を通し、郷土の歴史や風土に対する愛着を育むために「しき子ども郷土かるた大会」を開催しています。



いろは子ども文化賞

志木の子どもたちに、「ふるさとを愛し、見つめ、大切に作る心」を養い「豊かな感性、表現力、そして創造力を育む」ために、子どもたちの文化活動に対して市民ぐるみで学習支援することを目的に、「志木市いろは子ども文化賞」を実施しています。部門は、作文部門、科学部門、美術部門、写真部門の4つが設けられています。

第6章 推進体制



第1節 計画の推進に向けて

1 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供・推進体制

(1) 認定こども園の普及について

平成26年度時点で、本市には認定こども園は1園となっています。認定こども園は、保護者の就労状況及びその他の変化があった際にも子どもを柔軟に受けられることから、今後多様化する教育・保育ニーズに対応するため、幼稚園や保育園から認定こども園への移行がスムーズに行えるよう支援を行います。

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育について

子どもの最善の利益を第一に考え、就学前の子どもに関する質の高い教育・保育の総合的な提供を推進するため、幼稚園教諭と保育士が合同での幼保連携に関する研修や、視察などを通じ、教育・保育の質の向上に努めます。

また、関係機関、関係団体などとの連携を図り、職員の意識向上、人材の確保・育成、適正配置に努め、教育・保育サービスの拡充に対応しつつ、質の向上を図ります。

(3) 幼保小連携の取り組みの推進について

幼稚園・保育園・認定こども園の教員や保育士が交流事業などを通じ、関係者の共通理解を図ることで一貫した教育・保育の指導を推進します。

また、就学前から小学校への円滑な接続を目指し、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校が連携し、5歳児の小学校への学校訪問などを通じて、幼児・児童の豊かな社会性を育むよう連携を進めます。

2 計画全体の推進体制

(1) 庁内推進体制

本計画は、子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画並びに母子保健計画を兼ね備えており、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。そのため、全庁的に広く連携し、計画を推進していきます。

(2) 関係機関・団体との連携

計画の実現にあたっては、行政だけではなく、本市全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが求められています。そのため、市内の子育て支援にかかわる家庭をはじめとした、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体などとの連携の強化を図ります。

3 情報提供・周知

本計画について、窓口やホームページなどでの計画本編の公開や、概要版の発行などにより、周知を図ります。

また、計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービスなどの子ども・子育てに関する情報を、広報紙やインターネットなどを通じて、市民への周知・啓発を図ります。

4 広域調整や県との連携

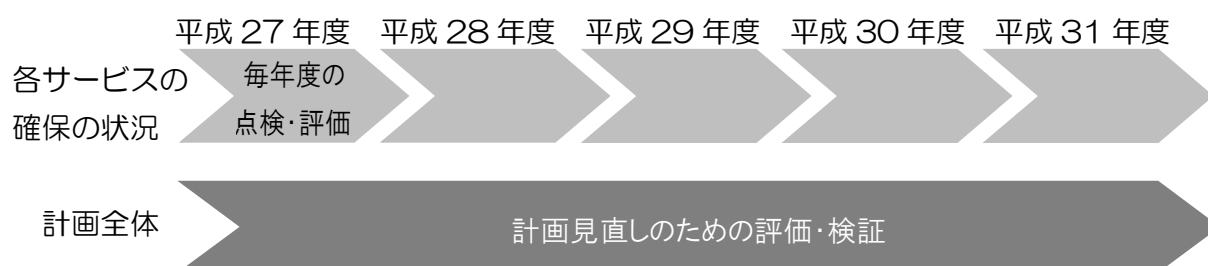
子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育園や幼稚園などの施設、地域子ども・子育て支援事業などが円滑に供給される必要があります。

その中で、保育の広域利用、障がい児への対応など、市の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

第2節 計画の評価・検証

第4章子ども・子育て支援事業計画については、各サービスなどについて見込みと確保のバランスが取れているかを毎年度点検・評価を行い、事業が計画に即して的確に実施されるように管理します。

毎年度点検・評価を行った結果については、児童福祉審議会に報告するほか、広報紙やホームページなどで公表します。また、必要に応じて計画の見直しを行い、計画全体の評価・検証については最終年度に行います。



いろは保育園

資 料 編

1 策定経過

平成 25 年度		
5月 16日	第1回 児童福祉審議会	○委嘱状交付 ○市政運営について
8月 7日	第2回 児童福祉審議会	○諮問「志木市子ども・子育て支援事業計画策定について」 ○子ども・子育て支援新制度について ○志木市の子育て支援の現況について
9月 24日	第3回 児童福祉審議会	○子育ていろはプランの憲章について ○アンケート調査について
10月 21日～ 11月 4日	志木市子育て支援についてのアンケート	
12月 18日	第4回 児童福祉審議会	○市内子育て支援施設見学
2月 4日	第5回 児童福祉審議会	○アンケート調査結果について ○「量の見込み」の算出等について ○子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールの予定について
3月 26日	第6回 児童福祉審議会	○「量の見込み」案について ○計画の目次案について
平成 26 年度		
4月 21日	第1回 子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討会議	
5月 28日	第1回 児童福祉審議会	○事業量について ○重点施策について ○基本施策について
7月 9日	第2回 児童福祉審議会	○今後のスケジュールについて ○計画の素案について ○条例で定める基準案について ○重点施策について
8月 15日	第2回 子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討会議	
8月 26日	第3回 児童福祉審議会	○志木市子ども・子育て支援事業計画素案について ○重点施策について
10月 21日	第4回 児童福祉審議会	○志木市子ども・子育て支援事業計画素案について ○重点施策について
11月 20日～ 12月 19日	意見公募（パブリックコメント）	
2月 9日	第5回 児童福祉審議会	○特定保育施設等の利用定員等について ○「子ども・子育て支援事業計画の策定について」の答申について
2月 12日	答申「志木市子ども・子育て支援事業計画策定について」	

2 志木市児童福祉審議会条例

平成 13 年 3 月 22 日

条例第 4 号

(設置)

第 1 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 3 項の規定により、児童福祉行政の円滑な推進を図り、及び子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項の規定により、子ども・子育て支援(同法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に関する事務を処理するため、志木市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平 25 条例 17・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、答申する。

- (1) 児童福祉に関し必要な事項
- (2) 子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務の処理に関し必要な事項

(平 25 条例 17・一部改正)

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 12 人以内で組織する。

(平 25 条例 17・一部改正)

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童福祉又は子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (2) 児童福祉又は子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援法第 6 条第 1 項に規定する子どもの同条第 2 項に規定する保護者

(平 25 条例 17・一部改正)

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 6 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例(昭和53年志木市条例第10号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成25年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 志木市児童福祉審議会委員名簿

	氏 名	所 属	選出区分	備 考
1	石 井 英 男	学校法人市之瀬学園おおのみち幼稚園	事業従事者	
2	上 野 幸 子	保育園保護者	保護者	副会長
3	後藤 恵美子	主任児童委員	識見を有する者	
4	金 剛 光 裕	中学生保護者	保護者	※
5	鈴木 利江子	保育園保護者	保護者	
6	田 中 華 織	学童保護者	保護者	
7	田中 富士子	民生委員・児童委員	識見を有する者	
8	谷 合 弘 行	志木市社会福祉協議会	事業従事者	
9	長井 よしみ	NPO法人志木子育てネットワーク ひろがる輪	識見を有する者	
10	西内 久美子	NPO法人日本チャイルドマインダー 協会	事業従事者	
11	平 光 里 恵	幼稚園保護者	保護者	※
12	三 輪 武	みわ幼稚園	事業従事者	会 長

任期 平成25年5月1日～平成27年4月30日

※ 平成25年8月1日～平成27年4月30日

志木市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

〒353-8501 埼玉県志木市中宗岡 1 丁目 1 番 1 号
TEL 048-473-1111 FAX 048-474-4462